

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 114 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 7 号)	1
議案第 115 号	令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号)	9
議案第 116 号	令和 4 年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 117 号	令和 4 年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 118 号	令和 4 年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 119 号	盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例について.....	13
議案第 120 号	盛岡市新市庁舎整備審議会条例について.....	17
議案第 121 号	盛岡市個人情報の保護に関する条例について.....	19
議案第 122 号	盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について.....	24
議案第 123 号	盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例について.....	46
議案第 124 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について.....	50
議案第 125 号	盛岡市しらたき工房条例を廃止する条例について.....	51
議案第 126 号	字の区域の変更について.....	52
議案第 127 号	永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	53
議案第 128 号	太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	54
議案第 129 号	盛岡南公園球技場の管理を行う指定管理者の指定について.....	55
議案第 130 号	いわて盛岡ボールパークの管理を行う指定管理者の指定について.....	56
議案第 131 号	盛岡市立巻堀児童館の管理を行う指定管理者の指定について.....	57
議案第 132 号	盛岡市立日戸児童館の管理を行う指定管理者の指定について.....	58
議案第 133 号	盛岡市立好摩児童館の管理を行う指定管理者の指定について.....	59
議案第 134 号	盛岡市立生出児童館の管理を行う指定管理者の指定について.....	60
議案第 135 号	盛岡市立渋民児童館の管理を行う指定管理者の指定について.....	61
議案第 136 号	盛岡市立向中野児童センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	62
議案第 137 号	盛岡市新事業創出支援センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	63
議案第 138 号	仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について.....	64
議案第 139 号	盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について.....	65
議案第 140 号	財産の譲与について.....	66
議案第 141 号	財産の処分について.....	67
議案第 142 号	財産の処分について.....	69

議案第 143 号	盛岡市道の駅建設（建築主体）工事その 1 に係る請負契約の締結について……	71
議案第 144 号	盛岡市道の駅建設（機械設備）工事その 1 に係る請負契約の締結について……	72
議案第 145 号	議決の変更について……	73
議案第 146 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……	74
議案第 147 号	盛岡広域環境組合の設置について……	76

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 148 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 8 号)	1
議案第 149 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について.....	4
議案第 150 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて.....	5
議案第 151 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について.....	6
議案第 152 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について.....	19
議案第 153 号	盛岡市道の駅条例について.....	22

議案第 114 号

令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,186,471 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137,978,827 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	630,124	384	630,508
	2 分担金	0	384	384
16	国庫支出金	30,372,340	9,630	30,381,970
	1 国庫負担金	19,034,046	1,534	19,035,580
	2 国庫補助金	11,257,789	8,096	11,265,885
17	県支出金	12,346,311	20,070	12,366,381
	1 県負担金	7,629,640	3,218	7,632,858
	2 県補助金	4,200,089	16,852	4,216,941
20	繰入金	4,046,849	509,402	4,556,251
	2 基金繰入金	3,966,173	509,402	4,475,575
22	諸収入	1,780,802	△115	1,780,687
	6 雑入	1,295,537	△115	1,295,422
23	市債	14,992,454	647,100	15,639,554
	1 市債	14,992,454	647,100	15,639,554
歳 入 合 計		136,792,356	1,186,471	137,978,827

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	640,297	△812	639,485
	1 議会費	640,297	△812	639,485
2	総務費	16,470,761	102,718	16,573,479
	1 総務管理費	14,437,219	102,718	14,539,937
3	民生費	55,761,129	713,207	56,474,336
	1 社会福祉費	22,811,394	672,267	23,483,661
	2 児童福祉費	25,093,751	40,940	25,134,691
4	衛生費	12,893,480	9,477	12,902,957
	1 保健衛生費	2,431,303	5,519	2,436,822
	2 清掃費	4,194,601	4,673	4,199,274
	3 保健所費	6,267,576	△715	6,266,861
5	労働費	229,639	2,695	232,334
	1 労働諸費	229,639	2,695	232,334
6	農林費	2,757,859	11,324	2,769,183
	1 農業費	2,326,879	10,482	2,337,361
	2 林業費	430,980	842	431,822
7	商工費	2,681,208	6,138	2,687,346
	1 商工費	2,681,208	6,138	2,687,346
8	土木費	16,506,648	55,179	16,561,827
	1 土木管理費	233,393	△201	233,192
	2 道路橋りよう費	4,844,550	52,864	4,897,414
	4 都市計画費	9,660,647	2,627	9,663,274
	5 住宅費	1,087,962	△111	1,087,851
9	消防費	4,479,060	△4,308	4,474,752
	1 消防費	4,479,060	△4,308	4,474,752
10	教育費	11,340,394	180,972	11,521,366

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 小学校費	3,299,087	105,387	3,404,474
	3 中学校費	1,693,559	53,293	1,746,852
	4 高等学校費	713,138	6,823	719,961
	5 幼稚園費	105,971	497	106,468
	6 社会教育費	2,067,184	12,940	2,080,124
	7 保健体育費	2,267,661	2,032	2,269,693
11	災害復旧費	23,683	109,881	133,564
	1 公共土木施設災害復旧費	1	28,400	28,401
	2 農林業施設災害復旧費	23,682	81,481	105,163
歳 出 合 計		136,792,356	1,186,471	137,978,827

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	巻堀出張所・好摩地区公民館建替事業	44,637
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	672,000
10 教育費	6 社会教育費	巻堀出張所・好摩地区公民館建替事業	167,831

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	47,401
保健所建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	21,471
若園町分庁舎建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	8,494
内丸分庁舎建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	5,032
都南分庁舎建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	9,280
玉山分庁舎建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	11,619
クリーンセンター建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	5,552
就業改善センター等建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	4,161
都南図書館建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	9,413
中央公民館等建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	9,659
松園地区公民館建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	9,257
上田公民館建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	8,835
西部公民館建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	6,087
玉山地区公民館等建物清掃業務に必要なとする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	2,323

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
遺跡の学び館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	5,650
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	38,627
保健所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	5,735
都南分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	9,314
玉山分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	17,929
就業改善センター等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	3,805
上田公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	3,146
玉山地区公民館等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	3,941
市立高等学校警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	2,078

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
盛岡南公園野球場整備事業債	1,907,100	1,910,800	借入先 財務省、銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 令和4年度 ただし、財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し方法で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし、財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し、又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えることができる。
社会福祉施設整備事業債	35,000	639,800			
農業用施設災害復旧事業債	0	10,200			
道路橋りょう災害復旧事業債	0	20,300			
河川災害復旧事業債	0	8,100			
計	14,992,454	15,639,554			

議案第 115 号

令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73,743 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,365,944 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	453,918	8,168	462,086
	1 一般会計繰入金	453,918	8,168	462,086
4	諸収入	215,424	65,575	280,999
	1 雑入	215,424	65,575	280,999
	歳 入 合 計	1,292,201	73,743	1,365,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市場総務費	566,988	73,743	640,731
	1 市場管理費	566,988	73,743	640,731
	歳 出 合 計	1,292,201	73,743	1,365,944

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	12,477
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	25,130
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	87,627

議案第 119 号

盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例について

盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）

第 105条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項並びに盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号。以下「情報公開条例」という。）第20条第 1 項及び盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、個人情報保護法並びに情報公開条例、盛岡市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 号）及び議会個人情報保護条例の施行に関し市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会並びに財産区（第 5 条第 1 項において「実施機関」という。）に意見を述べることができる。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めたときは、第1条第1項の諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、行政文書（情報公開条例第11条各項の決定に係る情報公開条例第2条第1項に規定する行政文書をいう。以下この条及び第8条において同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第82条各項、個人情報保護法第93条各項又は個人情報保護法第101条各項の決定に係る個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第24条各項、議会個人情報保護条例第34条各項又は議会個人情報保護条例第41条各項の決定に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下この条及び第8条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく行政文書又は保有個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めたときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第11条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認めた者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めたときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定に基づき提示された行政文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第6条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項又は第7条の規定に基づく主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）にあつては、記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めたときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第14条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

(盛岡市情報公開条例の一部改正)

- 2 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 審査会（第23条～第35条）
第5章 雑則（第36条～第41条）」 を「第4章 雑則（第23条～第28条）」に改め

る。

第2条第1項中「第31条第1項及び第2項を除き、」を削る。

第20条第1項中「盛岡市情報公開審査会」を「盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号）第1条第1項の規定により置かれた盛岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第4章を削る。

第5章中第36条を第23条とし、第37条から第41条までを13条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

(盛岡市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 盛岡市情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第2項の規定による改正前の盛岡市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定により盛岡市情報公開審査会がした調査審議その他の行為は、施行日以後は、この条例の相当規定に基づいて、審査会がした調査審議その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に旧情報公開条例の規定により盛岡市情報公開審査会に対してされた申立てその他の行為は、施行日以後は、この条例の相当規定に基づいて、審査会に対してされた申立てその他の行為とみなす。
- 6 施行日前に旧情報公開条例第29条ただし書の規定により盛岡市情報公開審査会に対して盛岡市情報公開審査会が定めた期間内に旧情報公開条例第27条第4項に規定する主張書面又は資料の提出をしなければならない事項で、施行日前にその提出がされていないものについては、施行日以後は、これを、第7条ただし書の規定により審査会に対してその提出をしなければならないとされた事項についてその提出がされていないものとみなして、同条ただし書の規定を適用する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）及び盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号）の規定により、盛岡市情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものである。

議案第 120 号

盛岡市新市庁舎整備審議会条例について

盛岡市新市庁舎整備審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市新市庁舎整備審議会条例

(設置)

第 1 条 新たな市庁舎（以下「新市庁舎」という。）の整備に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市新市庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、新市庁舎に係る基本構想及び基本計画その他新市庁舎の整備に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体に属する者
- (3) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

新たな市庁舎の整備に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市新市庁舎整備審議会を設置しようとするものである。

議案第 121 号

盛岡市個人情報の保護に関する条例について

盛岡市個人情報の保護に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人情報の保護に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づく個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者並びに財産区をいう。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 3 条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（法第60条第 2 項に規定する個人情報ファイルのうち、法第74条第 2 項第 9 号に掲げるものをいう。以下この条及び附則第15項において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 法第74条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第10号に掲げる事項

(2) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第 507号。以下「政令」という。）第21条第 6 項第 1 号に掲げる事項

(3) 法第60条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルについて、次項第 3 号に掲げる個人情報ファイルがあるときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 法第74条第 2 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 8 号及び第10号に掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている法第74条第 1 項第 5 号に規定する記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的（法第17条第 1 項に規定する利用目的をいう。次号及び次項において同じ。）、記録項目（法第74条第 1 項第 4 号に規定する記録項目をいう。次項において同じ。）及び記録範囲（同号に規定する記録範囲をいう。次号において同じ。）が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 法第60条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が前項の規定による公表に係る法第60条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範

囲内であるもの

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 実施機関は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び前項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第7項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 5 条例個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 6 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 7 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 8 実施機関は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該実施機関の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第4条 開示決定等（法第78条第1項第4号に規定する開示決定等をいう。次条において同じ。）は、開示請求（法第76条第2項に規定する開示請求をいう。以下第6条までにおいて同じ。）があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第5条 開示請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を

すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に係る実費の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。

3 開示請求を行い、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の開示を受ける者は、当該開示に係る実費の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。

(施行の状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(盛岡市個人情報保護条例の廃止)

2 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）は、廃止する。

(盛岡市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の盛岡市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第9条又は第10条第3項の規定による知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた事務に従事していた者

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧個人情報保護条例第11条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定に基づく請求（

次項において「旧開示請求等」という。)がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 施行日前にした旧個人情報保護条例第17条各項、第29条各項若しくは第37条各項の決定又は施行日前にされた旧開示請求等に係る不作為に係る審査請求についての旧個人情報保護条例第2章第5節の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧個人情報保護条例第40条第1項中「盛岡市個人情報保護審査会」とあるのは、「盛岡市情報公開・個人情報保護審査会」とする。
- 6 施行日の前日において盛岡市個人情報保護審査会又は盛岡市個人情報保護審議会の委員である者の任期は、旧個人情報保護条例第44条第2項及び第57条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 7 盛岡市個人情報保護審査会又は盛岡市個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 施行日前に旧個人情報保護条例の規定により盛岡市個人情報保護審査会がした調査審議その他の行為は、施行日以後は、盛岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号。以下「審査会条例」という。）の相当規定に基づいて、盛岡市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議その他の行為とみなす。
- 9 施行日前に旧個人情報保護条例の規定により盛岡市個人情報保護審査会に対してされた申立てその他の行為は、施行日以後は、審査会条例の相当規定に基づいて、盛岡市情報公開・個人情報保護審査会に対してされた申立てその他の行為とみなす。
- 10 施行日前に旧個人情報保護条例第49条ただし書の規定により盛岡市個人情報保護審査会に対して盛岡市個人情報保護審査会が定めた期間内に旧個人情報保護条例第47条第4項に規定する主張書面又は資料の提出をしなければならない事項で、施行日前にその提出がされていないものについては、施行日以後は、これを、審査会条例第7条ただし書の規定により盛岡市情報公開・個人情報保護審査会に対してその提出をしなければならないとされた事項についてその提出がされていないものとみなして、同条ただし書の規定を適用する。
- 11 令和4年度に係る旧個人情報保護条例第64条の規定による実施状況の概要の公表については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 12 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第67条に規定する電算処理個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 13 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的

で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 14 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(条例個人情報ファイル簿に関する経過措置)

- 15 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第4項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護しようとするものである。

議案第 122 号

盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(盛岡市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第28条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第28条の 3」を「。以下「法」という。）第22条の 4 第 1 項、第28条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第28条の 5、第28条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第28条の 7」に改める。

第 3 条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「職員」を「職員のうち保健所に勤務する職員」に、「65年」を「70年」に改める。

第 4 条第 1 項中「達した職員」の次に「（第 8 条の規定に基づき異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいい、同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものを除く。）」を加え、「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項第 1 号中「その」を「当該」に、「より」を「よる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「より」を「基づき」に、「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1 年」を「これらの期限の翌日から起算して 1 年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第 3 項中「より」を「基づき」に、「引き続いて」を「引き続き」に、「又は」を「及び」に、「には」を「には、あらかじめ」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定に基づき引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定に基づき期限が延長された職員について」を加え、「より」を「基づき」に、「第 1 項の事由が存しなくなつたと認めるときは」を「第 1 項各号に掲げる事由が消滅したときは、あらかじめ」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第 5 項を削る。

第 5 条（見出しを含む。）中「定年」を「定年等」に改め、同条を第12条とし、第 4 条の次に次の 7 条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第33条の2の2第1項に規定する職員が占める職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、市長が定める基準を遵守しなければならない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る法第28条の2第1項に規定する異動期間（以下「異動期間」という。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定に基づき異動期間（これらの規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定に基づき異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群（以下この項において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職

群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等による当該管理監督職の欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定に基づき異動期間（これらの規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定に基づき延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定に基づき異動期間（前3項又はこの項の規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第9条 任命権者は、前条の規定に基づき異動期間（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長する場合及び同条第3項の規定に基づき他の管理監督職に降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をする場合には、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第10条 任命権者は、第8条の規定に基づき異動期間（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員について他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における

定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則に次の見出し及び6項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（医師及び歯科医師である職員を除く。）に対する第3条本文の規定の適用については、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

- 6 令和5年4月1日から令和10年4月1日までの間における第4条第1項及び第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 第1項	職員（第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものを除く。）	職員
	できる。	できる。ただし、第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下こ

		の項及び次項において同じ。) (同条の規定に基づき延長された期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職 (次条に規定する職をいう。以下同じ。) を占めているものについては、第8条第1項又は第2項の規定に基づき当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
第4条 第2項	定年退職日	定年退職日 (同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)

7 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における第8条第1項の規定の適用については、同項中「期間内」とあるのは、「期間内 (当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)」とする。

8 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間における第8条第2項の規定の適用については、同項中「期間内」とあるのは、「期間内 (当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)」とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

9 任命権者は、当分の間、職員 (臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医師及び歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。) が年齢60年に達する日の属する年度の前年度 (以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員 (以下この項において「末日経過職員」という。) を除く。) にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)) において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第2条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第11条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条の2第1項中「（以下「育児短時間勤務」という。）」を削り、「盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）」を「勤務時間等条例」に、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改め、同項を同条第2項とする。

第26条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第30条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第33条の4第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条の5第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任命権者」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条の7の4第1項中「第2章の2」を「第2章（第9条第3項から第10項までに限る。）」、第2章の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条の8第1項中「」の」を「以下同じ。）の」に改める。

附則に次の9項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項及び第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 医療職給料表(1) の適用を受ける職員
 - (3) 盛岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (4) 盛岡市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
- 14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 育児短時間勤務職員等に対する附則第12項、第14項及び第15項の規定の適用については、附則第12項中「）とする」とあるのは「）に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第14項中「達しない」とあるのは「算出率を乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎給料月額に算出率を乗じて得た額」と、附則第15項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額に算出率を乗じて得た額」とする。

19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

20 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の特定期以後の給料の特例は、附則第12項、第14項、第16項及び第17項の規定を基準として、任命権者が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	393,400

別表第2第1号の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第2第2号の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100

(盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「（法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。）」、免職、休職又は降給」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 第2条第2項の規定は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）附則第12項若しくは第20項、盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）附則第4項又は盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 第4条 盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第5条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第11条」に、「より」を「基づき」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（盛岡市水道事業所職員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（昭和49年度に支給する期末手当の特例）」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

（特定日以後の職員の給料に関する経過措置）

- 4 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）附則第12項の規定による給料月額を基準として、管理者が定めるものとする。
- 5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、盛岡市職員給与支給条例附則第14項及び第15項の規定を基準として管理者が定める方法により算出した額を給料として支給する。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」を削り、「を除く」を「及び盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「定年条例」という。）第11条の規定に基づき採用された職員を除く」に改め、同条第2項中「」が18日」を「第8条の2及び第11条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条の2及び第11条第2項において「職員みなし日数」という。）」に、「至った」を「至つた」に改め、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第5条第1項中「盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「定年条例」という。）」を「定年条例」に改める。

第6条の2第2項中「第8条第7項」を「同条第7項」に改める。

第6条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の2各号中「同項に規定する勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第11条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改める。

第13条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号、第15条第1項第2号及び第3号並びに第17条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第11項中「の規定により」を「及び附則第18項から第26項までの規定により」に改める。

附則第12項中「第6条の2」の次に「及び附則第21項」を加える。

附則第13項中「第6条」の次に「又は附則第19項」を加える。

附則第14項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則に次の10項を加える。

- 18 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第18項」とする。
- 19 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第19項」とする。
- 20 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- (1) 盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例（以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（次号に該当する職員を除く。）
 - (2) 定年条例第3条ただし書に規定する職員
 - (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員
- 21 盛岡市職員給与支給条例附則第12項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額設定に該当しないものとする。
- 22 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第6条の3及び第7条の4の規定の適用については、第6条の3中「定年に」とあるのは「定年（附則第20項各号に掲げる職員以外の者（盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するものを含む。）にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員及び同条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するものにあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に」と、「同項」とあるのは「第6条第1項」と、同条の表第6条第1項の項中「定年」とあるのは「定年（附則第20項各号に掲げる職員以外の者（盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例（次条第1項、第7条の2及び第7条の3において「旧定年条例」という。）第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第20項第2号に掲げる職員に該当するものを含む。）にあつては60歳とし、同項第1

号に掲げる職員及び同条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するものにあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」と、同表第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の4の表第7条の2の項、第7条の3第1号の項及び第7条の3第2号の項中「定年」とあるのは「定年（附則第20項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するものを含む。））にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員及び同条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するものにあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」と、同項中「同号イ」とあるのは「第6条の2第1項第2号イ」とする。

- 23 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの（次表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「属する年度の初日前」とあるのは、「前日まで」とする。

附則第20項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するものを含む。）	60歳
附則第20項第1号に掲げる職員及び旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて同項第2号に掲げる職員に該当するもの	65歳
附則第20項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 24 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者にあつては、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同項の表の右欄に掲げる字句とする。
- 25 当分の間、第6条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であつて附則第23項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の3及び第7条の4の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の4の表第7条の2の項、第7条の3第1号の項及び第7条の3第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分

ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であつて附則第 23 項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 6 条の 3 及び第 7 条の 4 の規定の適用については、第 6 条の 3 の表第 6 条第 1 項の項、第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 7 条の 4 の表第 7 条の 2 の項、第 7 条の 3 第 1 号の項及び第 7 条の 3 第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 当分の間、職員が 60 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日後にその者の非違によることなく退職した場合（定年の定めのない職を退職した場合を除く。）において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第 5 条から第 6 条の 2 まで、第 7 条の 3 及び第 7 条の 5 並びに附則第 11 項、第 13 項、第 18 項及び第 19 項の規定により計算した退職手当の額が、第 5 条から第 6 条の 2 まで、第 7 条の 3 及び第 7 条の 5 並びに附則第 11 項、第 13 項、第 18 項、第 19 項及び第 21 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

（盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

第 7 条 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 34 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める」を「盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）第 11 条の規定に基づき採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 8 条 盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「昭和 59 年条例第 27 号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 8 条の規定に基づき異動期間（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間をいい、定年条例第 8 条の規定に基づき延長された期間を含

む。以下同じ。)を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員

第10条第2号中「盛岡市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条の規定に基づき異動期間を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 盛岡市職員の定年等に関する条例第8条の規定に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同項第3号中「第22条」を「(昭和25年法律第261号)第22条」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 盛岡市職員の定年等に関する条例第8条の規定に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若

しくは第2項」を「盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第11条」に、「より」を「基づき」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

（特定日以後の職員の給料に関する経過措置）

- 2 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）附則第12項の規定による給料月額を基準として、管理者が定めるものとする。
- 3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、盛岡市職員給与支給条例附則第14項及び第15項の規定を基準として管理者が定める方法により算出した額を給料として支給する。
- 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 5 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（盛岡市職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第13条 盛岡市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（盛岡市職員の再任用に関する条例の廃止）

第14条 盛岡市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定（「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える部分を除く。）、第8条の2各号の改正規定及び第11条第2項の改正規定並びに次項並びに附則第32項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。

（改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第

2 条第 3 項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(勤務延長に関する経過措置)

3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の盛岡市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定に基づき延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定に基づき延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の盛岡市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

4 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、改正法附則第 3 条第 5 項又は前項の規定に基づき勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新条例第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定は、附則第 3 項の規定に基づく期限の延長について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（次項、附則第 8 項、第 11 項及び第 12 項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定に基づき勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に基づき採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第11項又は第12項の規定に基づき採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第11条の規定に基づき採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 8 前2項の任期又はこの項の規定に基づき更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定に基づき採用する者又はこの項の規定に基づき任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定に基づく任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職

と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第21項において同じ。）に達しているもの（新条例第11条の規定に基づき当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 13 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

（改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

- 14 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 15 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

- 16 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 17 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

（改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

18 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

19 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

20 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

21 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第11条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第11条の規定に基づき採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（盛岡市職員給与支給条例の一部改正に伴う経過措置）

22 第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第12項から第19項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定に基づき勤務している職員には適用しない。

23 暫定再任用職員（附則第11項又は第12項の規定に基づき採用された暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される盛岡市職員給与支給条例第7条第2項に規定する給料表（附則第25項において「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、盛岡市職員給与支給条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第26条第2項及び第30条第2項の規定を適用する。

27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第33条の4第3項の規定を適用する。

28 改正後の給与条例第33条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定に基づき採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

29 盛岡市職員給与支給条例第2章（第9条第3項、第6項及び第8項から第10項までに限る。）、第2章の2、第3章、第3章の2（第25条の2第1項を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）並びに改正後の給与条例第2章（第9条第4項、第5項及び第7項に限る。）の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第1項の規定を適用する。

（盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 31 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「職員及び」とあるのは「職員、」と、「を除く」とあるのは「及び盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第号）附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定に基づき採用された職員を除く」とする。
- 32 第6条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第8条の2及び第11条第2項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- （盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 33 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の規定を適用する。
- （盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 34 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第号）附則第6項又は第7項の規定に基づき採用された職員を除く。）」とする。
- （盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 35 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第号）附則第6項又は第7項の規定に基づき採用された職員を除く。）」とする。
- （盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 36 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条第1項の規定を適用する。
- （委任）
- 37 附則第6項から第20項まで、第23項から第31項まで及び第33項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が定める。
- （地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
- 38 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「勤務した日が18日」を「勤務日数が同項に規定する職員みなし日数」に改める。

提案理由

国の例に準じ職員の定年を引き上げるほか、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の改正及び職員の定年の引上げ等に伴う規定の整備をしようとするものである。

議案第 123 号

盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例について

盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員（医師及び歯科医師である職員（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第3条ただし書の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

- 第2条 任命権者は、当該職員に係る定年（盛岡市職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年をいう。）から5年を減じた年齢に達した職員が高齢者部分休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができる。
- 2 前項の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。ただし、当該承認に係る時間が30分未満の場合は、30分とする。
- 3 任命権者は、職員が第1項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(休業時間の延長)

第3条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(高齢者部分休業の承認の取消し等)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(給与の取扱い)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与の月

額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額を減額した給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第6条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を盛岡市職員の退職手当に関する条例(昭和31年条例第15号)第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年条例第 号)第6条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び盛岡市職員の高齢者部分休業に関する条例第6条」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「5年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	1年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	2年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	3年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	4年

- 3 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))」を「次に掲げる休業又は休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 部分休業(職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)

- (2) 高齢者部分休業（職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）
- (3) 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
- (4) 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
- 4 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を「次に掲げる休業又は休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）
- (2) 高齢者部分休業（職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）
- (3) 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある

ものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

- (4) 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 124 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

盛岡市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例

盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 岩山南公園の項中「3 月15日から11月30日」を「1 月 4 日から12月28日」に、「並びに12月 1 日から翌年の 3 月14日まで（12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）の日曜日及び土曜日並びに」を「。ただし、1 月 4 日から 4 月28日まで及び5 月 7 日から12月28日までの水曜日並びに 1 月 4 日から 3 月31日まで及び11月 1 日から12月28日までの木曜日（これらの日が」に改め、「という。）」の次に「に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は祝日法による休日でない日）は、休園日とする。」を、「午後 4 時30分まで」の次に「。ただし、1 月 4 日から 3 月31日まで及び11月 1 日から12月28日までにあつては、午前10時から午後 4 時までとする。」を加える。

別表第 3 第 1 号の表中	「			を	「
	普通使用料（1 回につき）	定期使用料（1 年につき）	団体使用料（1 人 1 回につき）		
	1, 000円	2, 000円	800円		
	500円	1, 000円	400円		普

通使用料（1 回につき）	団体使用料（1 人 1 回につき）
1, 000円	800円
500円	400円

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

別表第 3 第 2 号の表準中型自動車及び普通自動車の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

盛岡市動物公園の供用日及び供用時間並びに駐車場の使用料の額を改めるとともに、盛岡市動物公園の動物展示施設の 1 年単位の定期使用料を廃止しようとするものである。

議案第 125 号

盛岡市しらたき工房条例を廃止する条例について

盛岡市しらたき工房条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市しらたき工房条例を廃止する条例

盛岡市しらたき工房条例（昭和49年条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

しらたき工房を廃止しようとするものである。

議案第 126 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、盛岡市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 盛岡市芋田字上武道に編入する区域（別図 1 及び別図 2 のとおり。）

盛岡市芋田字下武道 107番 1 の一部、107番 2、108番、109番の一部、110番、111番、112番、113番の一部、114番の一部、122番、123番、124番の一部及び 125番の一部並びにこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

2 盛岡市芋田字下武道に編入する区域（別図 1 及び別図 3 のとおり。）

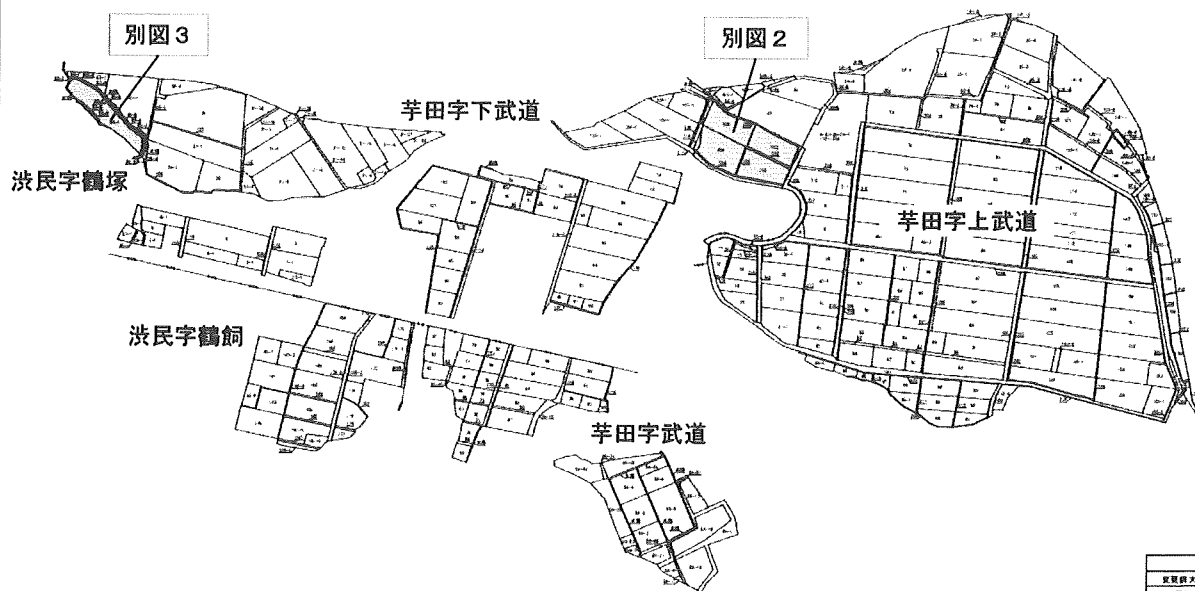
盛岡市渋民字鶴塚34番 1、34番 2、37番 5 及び37番 6 並びにこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

提案理由

武道地区農地整備事業（経営体育成型）の施行により土地の区画形質が変更されたことに伴い、字の区域を変更しようとするものである。

別図 1

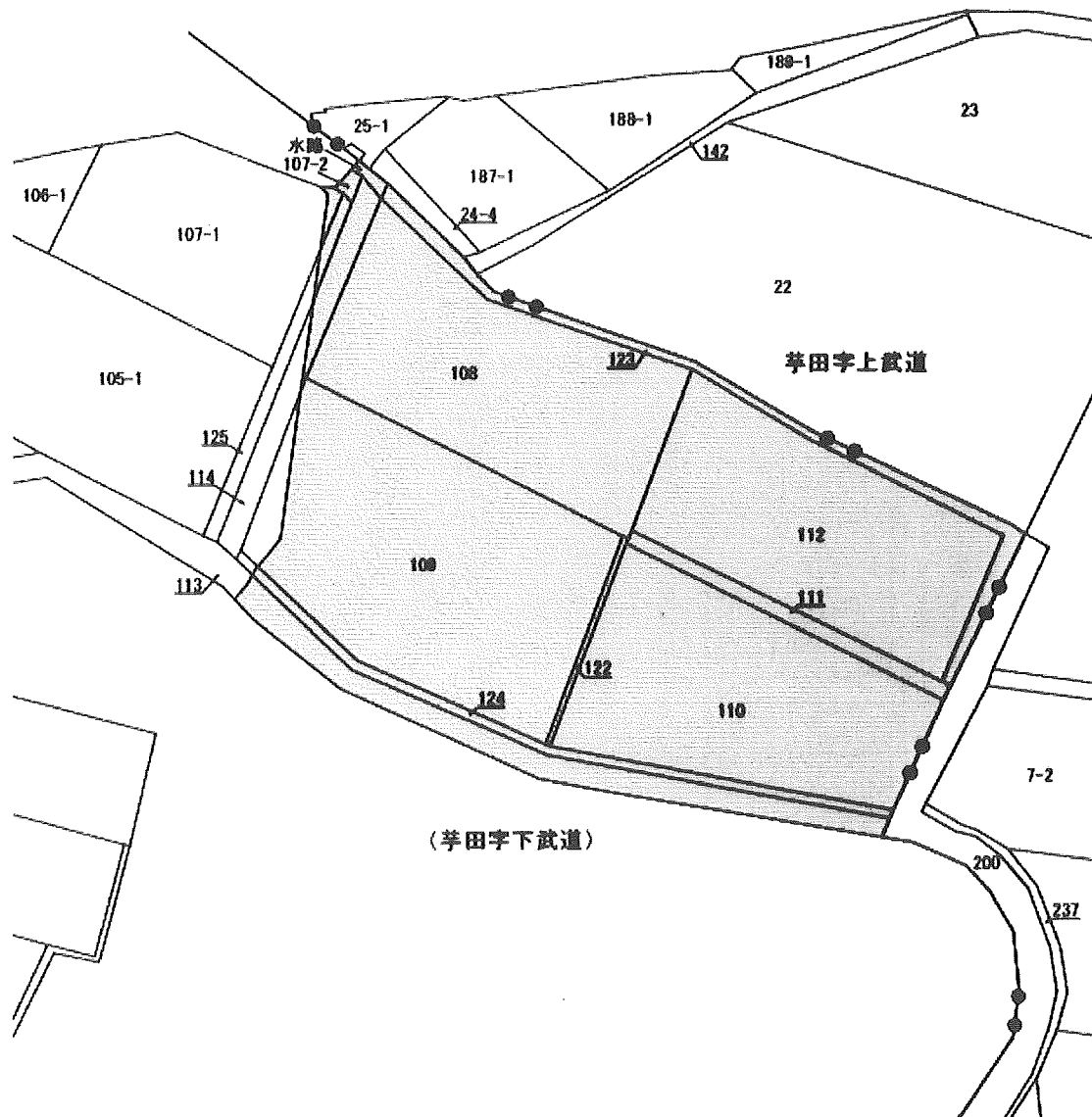
武道地区 大字・字区域変更全体図



凡 例	
変更前大字界	———
変更後大字界	———
変更前大字界、中界	———
変更後大字界、中界	———
変更前大字界、中界、小界	———
変更後大字界、中界、小界	———

別図 2

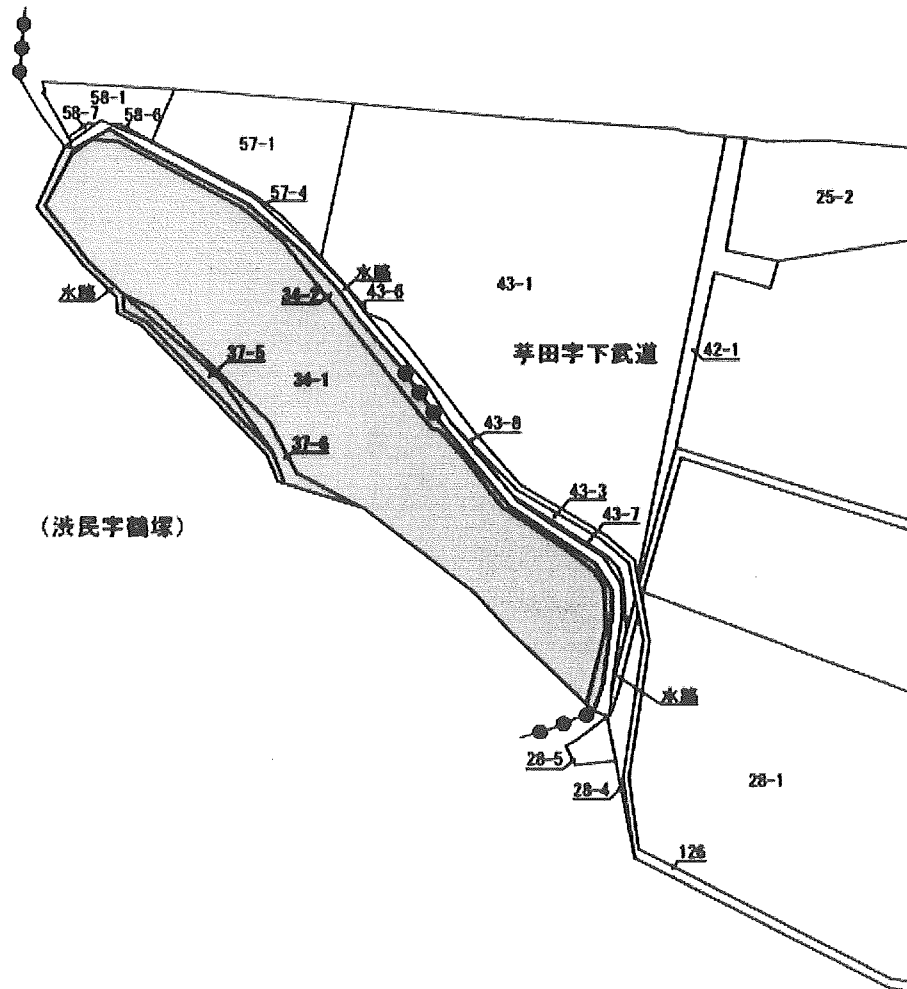
字区域変更図



凡 例	
変更前字界	—●—●—
変更後字界	———
変更前字名	(○○○)
変更後字名	○○○
芋田字上武道 に編入する区域	

別図 3

大字・字区域変更図



凡 例	
変更前大字界	—●●●—
変更後大字界	————
変更前大字・字名	(○○○)
変更後大字・字名	○○○
芋田字下武道 に編入する区域	

議案第 127 号

永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 永井地域交流活性化センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 128 号

太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の
指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 129 号

盛岡南公園球技場の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡南公園球技場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市本宮五丁目 4 番 1 号
 - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 130 号

いわて盛岡ボールパークの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 いわて盛岡ボールパーク
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市中央通三丁目 4 番 7 号
 - (2) 名 称 盛岡南ボールパーク株式会社
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和20年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 131 号

盛岡市立巻堀児童館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立巻堀児童館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 132 号

盛岡市立日戸児童館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立日戸児童館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 133 号

盛岡市立好摩児童館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立好摩児童館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 134 号

盛岡市立生出児童館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立生出児童館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 135 号

盛岡市立渋民児童館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立渋民児童館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 136 号

盛岡市立向中野児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立向中野児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 137 号

盛岡市新事業創出支援センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市新事業創出支援センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市材木町 2 番26号
 - (2) 名 称 協同組合産業社会研究会経営者革新会議
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 138 号

仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

平成29年12月22日議会の議決を得た議案第97号仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について、指定期間を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

指定期間「平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで」を「平成30年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで」に改める。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 139 号

盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管理者の指定
期間の変更について

平成30年12月21日議会の議決を得た議案第 157号盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管理者の指定について、指定期間を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

指定期間「平成31年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで」を「(1) 盛岡市立太田老人福祉センター 平成31年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで (2) 盛岡市立けやき荘 平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで」に改める。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 140 号

財産の譲与について

次のとおり建物を譲与するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 建物の所在・種別・数量

盛岡市川目第15地割 1 番地 6

鉄骨造亜鉛引鋼板葺平屋建ほか

4 棟 1,520.84㎡

2 評価額 47,138,555円

3 譲与の相手方 盛岡市若園町 2 番 2 号

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 理事長

4 譲与の条件

(1) しらたき工房において実施している事業を引き続き運営すること。

(2) 第三者に対し、貸し付け、又は譲渡しないこと。

提案理由

しらたき工房の建物を社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団に譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 141 号

財産の処分について

次のとおり市有林産物（立木）を処分するものとする。

令和4年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 処分する市有林産物

市 有 林 産 物 の 所 在 地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市川目第16地割 147番2ほか3筆 河南中学校林	立木	4,370.890m ³ (6,023本)	26,061,200円

2 処 分 の 方 法 売払い

3 処 分 の 相 手 方 盛岡市大沢川原二丁目5番38号

岩手県森林整備協同組合 代表理事

4 位 置 図 別添による。

提案理由

市有林産物を処分するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

4 盛財第100号

令和4年12月15日

盛岡市議会議長 竹 田 浩 久 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

令和4年12月盛岡市議会定例会提出議案の訂正について

令和4年12月5日付け4盛財第90号により提出した議案のうち、議案第141号「財産の処分について」の一部を次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 訂正内容

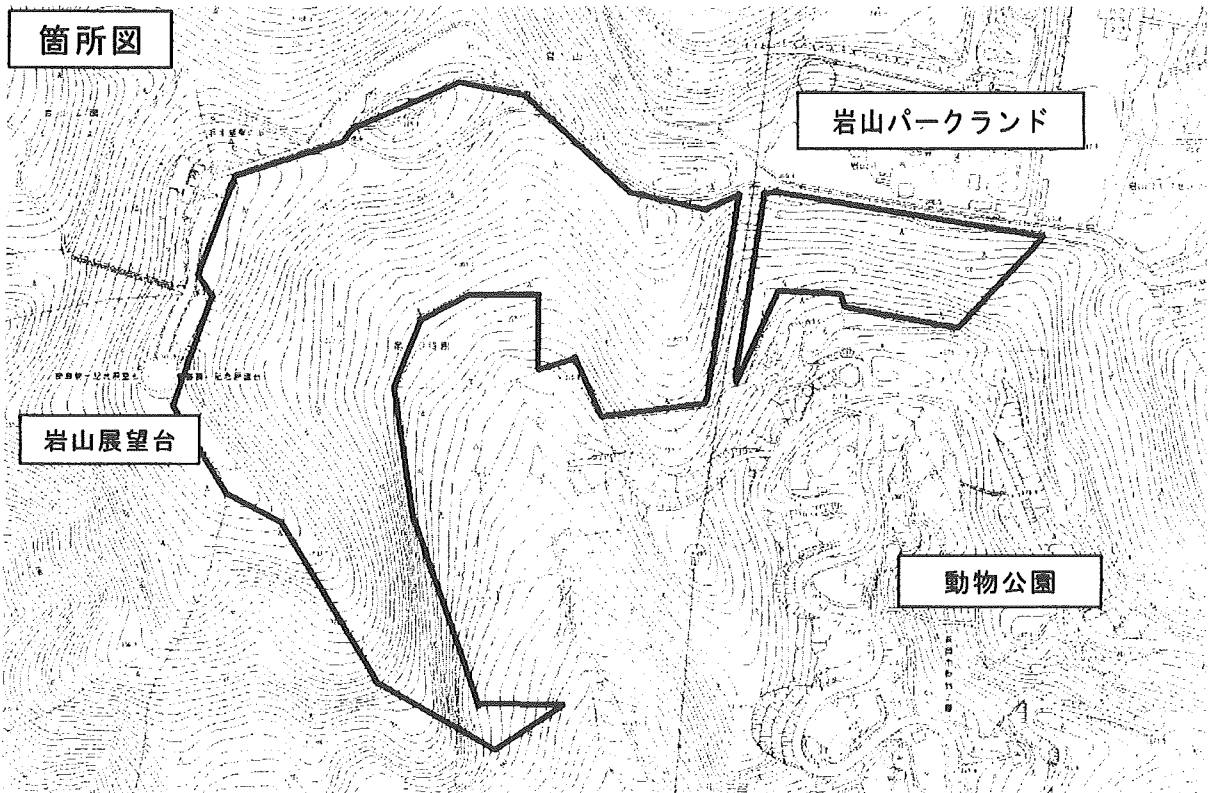
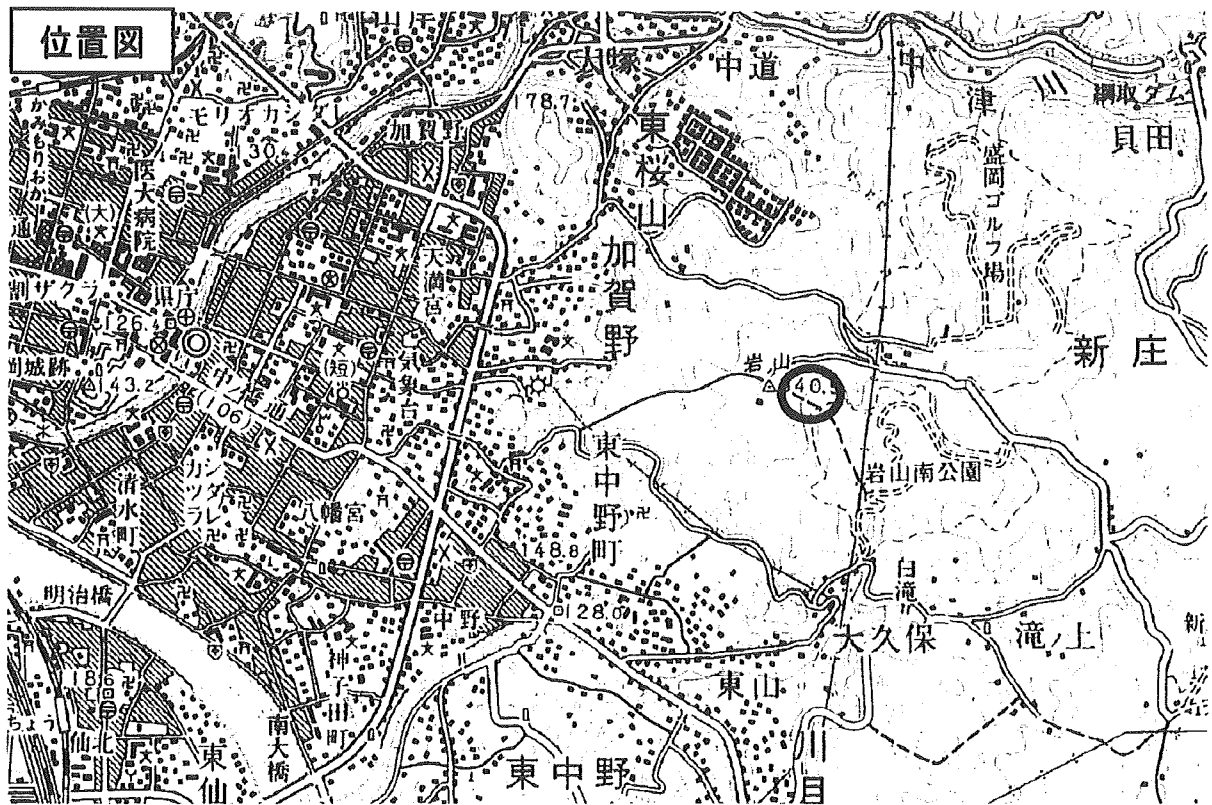
「1 処分する市有林産物」のうち予定価格を次のとおり訂正する。

訂正後	訂正前
27,500,000円	26,061,200円

2 訂正理由

市有林産物の処分予定価格に誤りがあったことから、訂正しようとするものである。





議案第 142 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 処分する土地

土 地 の 所 在 地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市向中野字幅13番4 外1筆	宅地	7,138.17㎡	284,098,880円

2 処 分 の 方 法 売払い

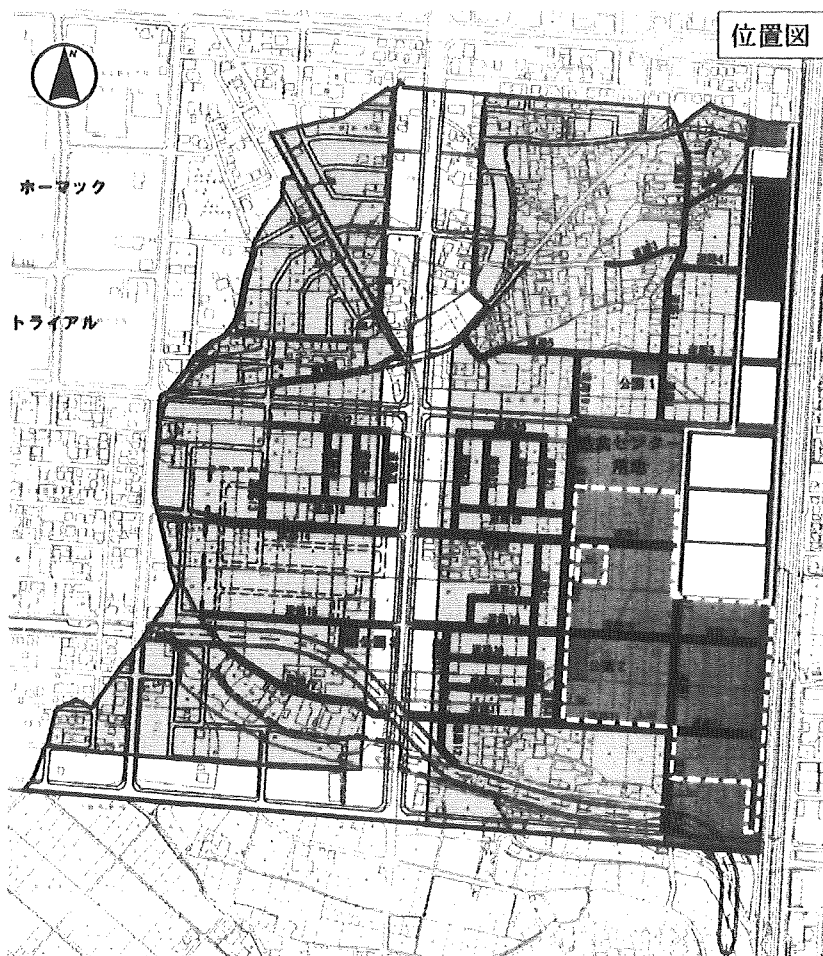
3 処分の相手方 盛岡市肴町4番5号

株式会社カガヤ不動産 代表取締役

4 見 取 図 別添による。

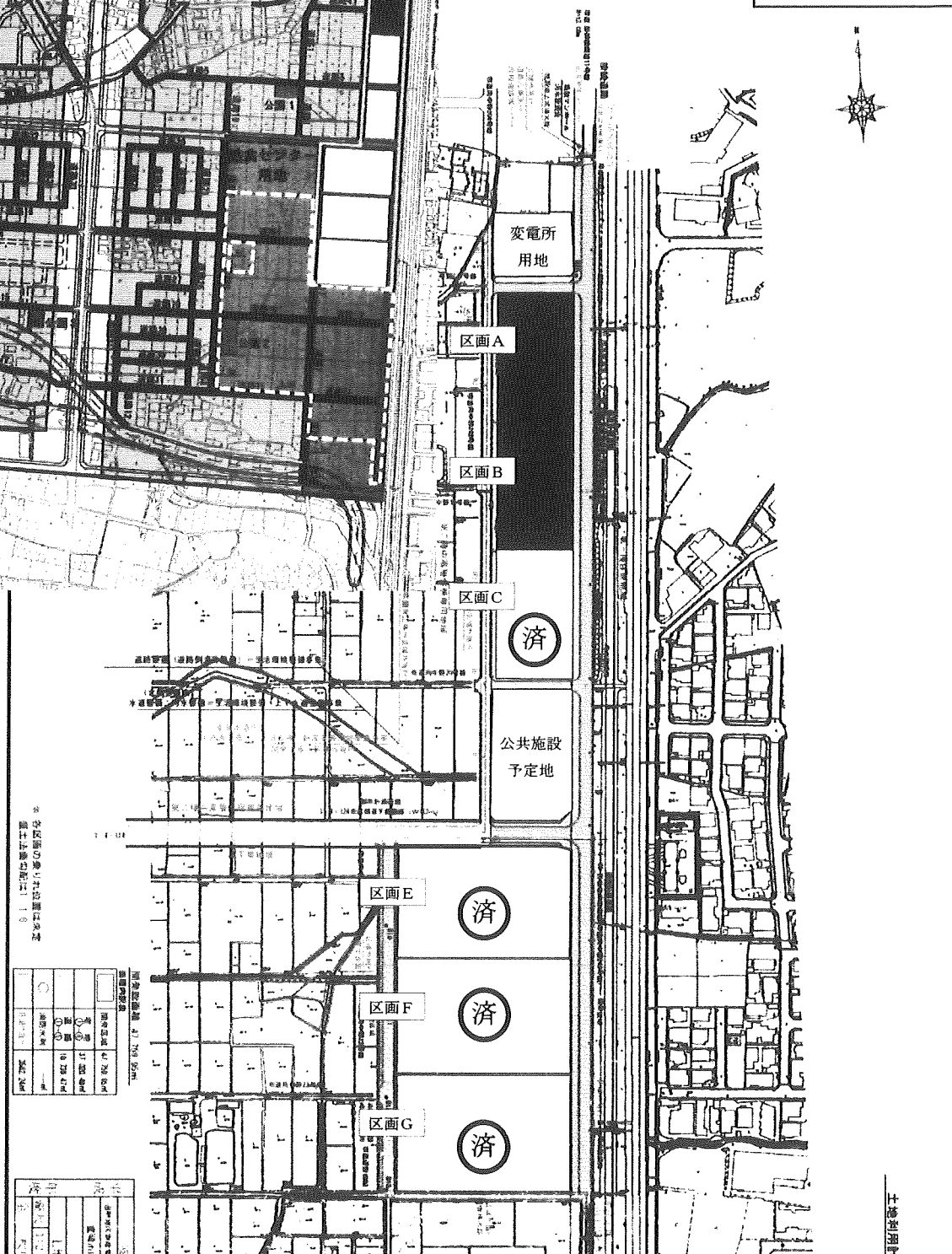
提案理由

道明地区新産業等用地を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



位置図

見取図



所在地

盛岡市向中野字幅13番4
盛岡市向中野字幅13番6

議案第 143 号

盛岡市道の駅建設（建築主体）工事その 1 に係る請負契約の締結について

盛岡市道の駅建設（建築主体）工事その 1 について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市道の駅建設（建築主体）工事その 1 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 690,800,000 円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 司組・浅沼工務店特定共同企業体 |

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 144 号

盛岡市道の駅建設（機械設備）工事その 1 に係る請負契約の締結について

盛岡市道の駅建設（機械設備）工事その 1 について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 契約工事の名称 | 盛岡市道の駅建設（機械設備）工事その 1 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 343,200,000 円也 |
| 4 契約の相手方 | 双葉設備アンドサービス・山崎組特定共同企業体 |

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 145 号

議決の変更について

令和 4 年 9 月 29 日議会の議決を得た議案第 107 号道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「987,393,000円」を「1,011,115,600円」に改める。

提案理由

道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事の単価適用年月変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 146 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
A c 619	山岸六丁目11号線	山岸六丁目46番16地先	山岸六丁目46番39地先
A c 620	山岸六丁目12号線	山岸六丁目46番24地先	山岸六丁目46番16地先
C a 891	向中野 294号線	向中野字鶴子 6 番11地先	向中野字鶴子 6 番16地先
都 4232	神田 4 号線	永井19地割 197番 1 地先	永井19地割34番22地先
都 4233	神田 5 号線	永井19地割34番21地先	永井19地割34番29地先
都 4234	三本柳百目木 6 号線	三本柳 5 地割14番14地先	三本柳 5 地割14番 1 地先
都 4235	三本柳百目木 7 号線	三本柳 5 地割17番 4 地先	三本柳 5 地割 6 番12地先
都 4236	三本柳百目木歩行者専用 道 1 号線	三本柳 5 地割17番 4 地先	三本柳 5 地割 6 番13地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起点	終点
C a 801	向中野 233号線	向中野字道明73番地先	向中野字道明77番地先
C a 809	向中野 239号線	向中野字道明77番地先	向中野字道明79番地先
C a 851	向中野 269号線	向中野字道明73番地先	北飯岡三丁目 8 番11地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起点		終点	
A c 316	山岸50号線	新	山岸六丁目 234番 2 地 先	新	山岸六丁目46番16地先

		旧	山岸六丁目地内地先	旧	山岸四丁目地内地先
B a 289	天神町 1 号線	新	天神町 2 番20地先	新	天神町 139番15地先
		旧	天神町 1 番 7 号地先	旧	天神町 1 番16号地先
C a 11	鶴子道明線	新	向中野字鶴子 7 番46 地先	向中野字細谷地 119番 5 地 先	
		旧	向中野字石川町 119 番地先		
C a 262	向中野12号線	新	向中野字東道明33番 10地先	向中野字道明24番地先	
		旧	向中野字道明37番地 の12地先		
C a 279	向中野24号線	向中野字道明 102番地先		新	北飯岡三丁目 8 番 1 地 先
				旧	向中野字道明73番地先
都 574	神田 3 号線	永井19地割36番 5 地先		新	永井19地割 197番 1 地 先
				旧	永井19地割39番地先
都 1591	三本柳百目木 3 号線	三本柳 5 地割15番 1 地先		新	三本柳 5 地割 6 番 2 地 先
				旧	三本柳 5 地割16番 4 地 先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 147 号

盛岡広域環境組合の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 284条第 2 項の規定に基づき、次のとおり規約を定め、盛岡広域環境組合を設置するものとする。

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域環境組合規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、盛岡広域環境組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 一般廃棄物処理計画（他団体（関係市町及び関係市町が加入する他の一部事務組合をいう。以下同じ。）の策定に係るものを除く。）の策定に関すること。

イ ごみ処理施設（他団体の設置、管理及び運営に係るものを除く。）の設置、管理及び運営に関すること。

ウ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。エにおいて同じ。）の中継運搬に関すること。

エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物（他団体の処理に係るものを除く。）の処理に関すること。

(2) エネルギー利活用施設（ごみ処理施設から発生する熱エネルギーを回収し利活用する施設をいう。）の設置、管理及び運営に関すること。

(3) 関係市町間の一般廃棄物（関係市町において一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物であって、定期的に収集され、組合が設置する施設で処理されるものに限る。）の収集及び運搬（中継運搬を除く。）に要する費用の負担調整に関すること。

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域とする。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、盛岡市内に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とし、次の区分により関係市町の議会においてその議会の議員のうちから選挙するものとする。

盛岡市 5人

八幡平市 2人

滝沢市 3人

雫石町 2人

葛巻町 2人

岩手町 2人

紫波町 2人

矢巾町 2人

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、その者が関係市町の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(組合議員が欠けた場合の報告)

第7条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なく組管理管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(組合議員の補欠選挙)

第8条 組合議員が欠けたときは、速やかにその欠けた組合議員が属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の当選者決定の報告)

第9条 組合議員の当選者が決まったときは、関係市町の議会の議長は、直ちに当選人にその旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(議長及び副議長)

第10条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選出方法)

第11条 組合に、管理者1人、副管理者8人を置く。

2 管理者は、盛岡市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 盛岡市長を除く関係市町の長

(2) 盛岡市副市長の職にある者のうち管理者が指名する者

- 4 管理者及び副管理者の任期は、その者が関係市町の長又は盛岡市副市長の職にある期間とする。
- 5 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。
- 6 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者のうち盛岡市副市長の職にある者がその職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

- 2 会計管理者は、盛岡市会計管理者の職にある者をもって充てる。
- 3 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の職にある期間とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費及び補則

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合により関係市町が負担する。

- 2 前項の規定により難い事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に定める。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の岩手県知事の許可の日から施行する。

別表（第14条関係）

経費区分		負担割合等
第3条第1項 第1号及び第 3号に掲げる 事務	組合設置の日から ごみ処理施設の供 用開始の日の前日 までの経費	経費の100分の10を関係市町が均等に負担し、経費の100分の90を関係市町に係る当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数に基づく人口割により負担する。
	ごみ処理施設の供 用開始の日以後の 経費	当該年度の前々年度における関係市町に係るごみ処理施設の利用実績に基づく利用割により負担する。

第3条第1項第2号に掲げる事務	経費の100分の80を盛岡市が負担し、経費の100分の20を関係市町（盛岡市を除く。）に係る当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数に基づく人口割により負担する。
-----------------	--

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、盛岡広域環境組合を設置することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

令和 4 年度盛岡市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 4 年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 4 年度盛岡市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	12,800 千円
上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	11,400 千円
新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	12,200 千円

令和 4 年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第2号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	出資金	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和4年度分）	12,800			自 令和4年度 至 令和5年度	12,800				12,800
2 上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和4年度分）	11,400			自 令和4年度 至 令和5年度	11,400				11,400
3 新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和4年度分）	12,200			自 令和4年度 至 令和5年度	12,200				12,200

令和 4 年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 4 年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 4 年度盛岡市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設管理課建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	3,100 千円

令和 4 年 12 月 5 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間		期 間		企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
		期 間	金 額	期 間	金 額				
1 下水道施設管理課建物清掃業務 に必要とする経費についての債 務負担 （令和4年度分）	3,100			自 令和4年度 至 令和5年度	3,100				3,100

令和 4 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立病院建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	44,721 千円
盛岡市立病院警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	13,031 千円
盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 4 年度分)	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	53,601 千円

令和 4 年 12 月 5 日提出

盛 岡 市 長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正分）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
盛岡市立病院建物清掃業務 1 必要とする経費について の債務負担 (令和4年度分)	44,721			自 令和4年度 至 令和5年度	44,721				44,721
盛岡市立病院警備業務に必 2 要とする経費についての債 務負担 (令和4年度分)	13,031			自 令和4年度 至 令和5年度	13,031				13,031
盛岡市立病院中央監視及び 3 ボイラー運転業務に必要と する経費についての債務負 担 (令和4年度分)	53,601			自 令和4年度 至 令和5年度	53,601				53,601

令和4年度補正予算に関する説明書（12月）

目次

◎一般会計

補正予算（第7号）事項別明細書	1
1 総括	1
2 歳入	4
第14款 分担金及び負担金	4
第16款 国庫支出金	4
第17款 県支出金	4
第20款 繰入金	6
第22款 諸収入	6
第23款 市債	8
3 歳出	10
第1款 議会費	10
第2款 総務費	10
第3款 民生費	12
第4款 衛生費	16
第5款 労働費	20
第6款 農林費	20
第7款 商工費	22
第8款 土木費	24
第9款 消防費	28
第10款 教育費	28
第11款 災害復旧費	32
給与費明細書	36
債務負担行為に関する調書	42
地方債に関する調書	46

◎中央卸売市場費特別会計

補正予算（第1号）事項別明細書	49
債務負担行為に関する調書	56

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 分担金及び負担金	630,124	384	630,508
16 国庫支出金	30,372,340	9,630	30,381,970
17 県支出金	12,346,311	20,070	12,366,381
20 繰入金	4,046,849	509,402	4,556,251
22 諸収入	1,780,802	△115	1,780,687
23 市債	14,992,454	647,100	15,639,554
歳入合計	136,792,356	1,186,471	137,978,827

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	640,297	△812	639,485
2 総務費	16,470,761	102,718	16,573,479
3 民生費	55,761,129	713,207	56,474,336
4 衛生費	12,893,480	9,477	12,902,957
5 労働費	229,639	2,695	232,334
6 農林費	2,757,859	11,324	2,769,183
7 商工費	2,681,208	6,138	2,687,346
8 土木費	16,506,648	55,179	16,561,827
9 消防費	4,479,060	△4,308	4,474,752
10 教育費	11,340,394	180,972	11,521,366
11 災害復旧費	23,683	109,881	133,564
歳 出 合 計	136,792,356	1,186,471	137,978,827

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	千円
			△812
10,868	3,700		88,150
16,192	604,800		92,215
			9,477
			2,695
806		155	10,363
			6,138
300		△115	54,994
			△4,308
			180,972
1,534	38,600	384	69,363
29,700	647,100	424	509,247

2 歳 入

1 4 款 分担金及び負担金

2 項 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 災害復旧費分担金	千円 0	千円 384	千円 384
計	0	384	384

1 6 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

4 災害復旧費国庫負担金	0	1,534	1,534
計	19,034,046	1,534	19,035,580

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	4,715,954	8,096	4,724,050
計	11,257,789	8,096	11,265,885

1 7 款 県支出金

1 項 県負担金

1 総務費県負担金	1,626,990	3,218	1,630,208
計	7,629,640	3,218	7,632,858

節		説	明
区 分	金 額		
1 農地災害復旧 事業費分担金	千円 384	農地災害復旧事業費分担金	千円 384

3 農業用施設等 災害復旧事業 費負担金	1,534	農業用施設等災害復旧事業費負担金	1,534

4 子ども・子育て 支援交付金	8,096	子ども・子育て支援交付金	8,096

3 盛岡南公園野 球場整備事業 費県負担金	3,218	盛岡南公園野球場整備事業費県負担金	3,218

1 4 款 分担金及び負担金 1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金

17款 県支出金
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費県補助金	千円 30,705	千円 7,650	千円 38,355
2 民生費県補助金	3,479,124	8,096	3,487,220
4 農林費県補助金	326,287	806	327,093
6 土木費県補助金	288,239	300	288,539
計	4,200,089	16,852	4,216,941

20款 繰入金
2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	2,366,687	509,247	2,875,934
12 農林業振興基金繰入金	123,409	155	123,564
計	3,966,173	509,402	4,475,575

22款 諸収入
6項 雑入

2 雑入	1,288,879	△115	1,288,764
計	1,295,537	△115	1,295,422

節		説	明
区 分	金 額		
5 移住支援事業 費補助金	千円 7,650	移住支援事業費補助金	千円 7,650
8 子ども・子育て支援交付金	8,096	子ども・子育て支援交付金	8,096
1 農業委員会費 補助金	806	情報収集等業務効率化支援事業補助金	806
23 地域経営推進 事業費補助金	300	地域経営推進事業費補助金	300

1 財政調整基金 繰入金	509,247	財政調整基金繰入金	509,247
1 農林業振興基金繰入金	155	農林業振興基金繰入金	155

1 雑入	△115	市町村振興協会研修受講助成金収入	△115

17款 県支出金 20款 繰入金 22款 諸収入

23款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	千円 6,150,154	千円 3,700	千円 6,153,854
2 民生債	352,500	604,800	957,300
10 災害復旧債	11,700	38,600	50,300
計	14,992,454	647,100	15,639,554

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務債	千円 3,700	盛岡南公園野球場整備事業債	千円 3,700
1 民生債	604,800	社会福祉施設整備事業債	604,800
1 災害復旧債	38,600	農業用施設災害復旧事業債	10,200
		道路橋りょう災害復旧事業債	20,300
		河川災害復旧事業債	8,100

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 640,297	千円 △812	千円 639,485	千円	千円	千円	千円 △812
計	640,297	△812	639,485	0	0	0	△812

2 款 総務費

1 項 総務管理費

5 財産管理費	2,064,012	22,702	2,086,714				22,702
6 企画費	930,528	10,200	940,728	7,650 県支出金 7,650			2,550
8 地区行政費	1,309,138	15,330	1,324,468				15,330

節		説	明
区 分	金 額		
8 旅費	千円 △454	○議会事務局	千円 △812
18 負担金、補助 及び交付金	△358	001 総務事務	△812
		01 総務事務	△812

10 需用費	19,319	○管財課	18,553
		002 庁舎管理事務	15,170
11 役務費	84	01 庁舎管理事務	15,170
13 使用料及び賃 借料	8	003 自動車管理事務	3,383
		01 自動車管理事務	3,383
17 備品購入費	3,278	○都南総合支所	4,149
		002 庁舎管理事務	4,149
26 公課費	13	01 庁舎管理事務	4,149
18 負担金、補助 及び交付金	10,200	○都市戦略室	10,200
		021 移住・定住・交流人口対策事業	10,200
		01 移住・定住・交流人口対策事業	10,200
18 負担金、補助 及び交付金	15,330	○市民協働推進課	14,929
		001 地区行政事務	11,447
		02 公衆街路灯関連事業	11,447
		004 コミュニティ施設管理運営事業	3,482
		01 コミュニティ施設管理運営事業	3,482
		○玉山総合事務所総務課	401
		004 コミュニティ施設管理運営事業	401
		01 コミュニティ施設管理運営事業	401

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
16 体育施設費	千円 4,208,856	千円 30,253	千円 4,239,109	千円 3,218 県支出金 3,218	千円 3,700 市債 3,700	千円	千円 23,335
18 文化会館費	816,531	24,233	840,764				24,233
計	14,437,219	102,718	14,539,937	10,868	3,700	0	88,150

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,218,673	6	4,218,679				6
2 障がい者福祉費	8,065,298	△2,146	8,063,152				△2,146
3 老人福祉費	9,967,253	672,552	10,639,805		604,800 市債 604,800		67,752

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 8,046	○スポーツ推進課	千円 22,207
18 負担金、補助 及び交付金	22,207	001 体育施設管理運営事業	22,207
		01 体育施設管理運営事業	22,207
		○盛岡南公園野球場整備室	8,046
		002 体育施設整備事業	8,046
		10 盛岡南公園野球場整備事業	8,046
18 負担金、補助 及び交付金	24,233	○文化国際課	24,233
		001 文化会館管理運営事業	24,233
		01 文化会館管理運営事業	24,233

18 負担金、補助 及び交付金	6	○健康福祉課	6
		001 総務事務	6
		01 総務事務	6
8 旅費	△143	○障がい福祉課	△2,146
17 備品購入費	△2,989	001 総務事務	△149
		01 総務事務	△149
18 負担金、補助 及び交付金	986	003 障がい者施設管理運営事業	992
		03 しらたき工房管理運営事業	992
		008 公共施設最適化・長寿命化計画事業	△2,989
		03 しらたき工房民営化移行事業	△2,989
10 需用費	△75	○介護保険課	315,000
11 役務費	△4	001 総務事務	315,000
		04 老人福祉施設整備助成事業	315,000

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 老人福祉センター費	408,669	1,855	410,524				1,855
計	22,811,394	672,267	23,483,661	0	604,800	0	67,467

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	4,074,318	32,026	4,106,344	14,432			17,594
				国庫支出金			
				7,216			
				県支出金			
				7,216			

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 672,631	○長寿社会課	千円 357,552
		001 総務事務	357,000
		04 老人福祉施設整備助成事業	357,000
		007 生きがい対策推進事業	△622
		01 老人のための明るいまち推進事業	△136
		05 老人スポーツ振興事業	△486
		010 けやき荘整備運営事業	1,174
		01 けやき荘管理運営事業	1,174
18 負担金、補助 及び交付金	1,855	○長寿社会課	1,855
		001 老人福祉センター等管理運営事業	1,855
		01 老人福祉センター管理運営委託事業	1,683
		02 老人憩いの家管理運営委託事業	160
		03 世代交流センター管理運営事業	12

1 報酬	3,417	○医療助成年金課	4,797
2 給料	693	057 高校生等医療費給付事業	4,797
		01 高校生等医療費給付事業	4,797
3 職員手当等	20	○子ども青少年課	27,229
4 共済費	7	001 総務事務	5,581
		05 いじめ再調査委員会運営事務	5,581
8 旅費	2,164	008 児童健全育成事業	21,648
10 需用費	383	03 地域児童クラブ等運営事業	21,648
11 役務費	255		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 児童館費	776,464	8,803	785,267	1,760 国庫支出金 880 県支出金 880			7,043
4 母子生活支援施設費	35,239	111	35,350				111
計	25,093,751	40,940	25,134,691	16,192	0	0	24,748

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

4 環境整備費	94,847	△63	94,784				△63
5 火葬場費	184,291	5,582	189,873				5,582
計	2,431,303	5,519	2,436,822	0	0	0	5,519

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 24,781		千円
13 使用料及び賃借料	306		
12 委託料	2,640	○子ども青少年課	8,803
		001 児童館管理運営事業	8,803
18 負担金、補助及び交付金	6,163	02 児童館管理運営事業	8,803
18 負担金、補助及び交付金	111	○子ども青少年課	111
		001 母子生活支援施設管理運営事業	111
		01 母子生活支援施設管理運営事業	111

8 旅費	△51	○環境企画課	△63
		010 公害防止対策事業	△63
18 負担金、補助及び交付金	△12	01 公害防止対策事業	△63
18 負担金、補助及び交付金	5,582	○市民登録課	5,582
		001 火葬場管理運営事業	5,582
		01 火葬場管理運営事業	5,582

4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	千円 1,707,974	千円 △1,061	千円 1,706,913	千円	千円	千円 △1,061 諸収入 △1,061	千円
2 塵芥処理費	851,091	0	851,091			1,061 諸収入 1,061	△1,061
3 ごみ処理施設費	1,560,591	△70	1,560,521				△70
4 余熱利用施設費	74,945	5,804	80,749				5,804
計	4,194,601	4,673	4,199,274	0	0	0	4,673

4 款 衛生費
3 項 保健所費

1 保健所総務費	672,598	△476	672,122			118 使用料及び 手数料 118	△594
2 保健活動費	589,878	△121	589,757				△121

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 △1,061	○資源循環推進課 005 ごみ減量等推進事業 02 ごみ減量等啓発事業	千円 △1,061 △1,061 △1,061
		○収集センターに係る経費（磁性物等回収資源収入充当）	
8 旅費	△68	○クリーンセンター 005 ごみ焼却事業	△70 △70
18 負担金、補助 及び交付金	△2	01 ごみ焼却事業	△70
8 旅費	△51	○クリーンセンター 001 余熱利用健康増進センター管理運営事業	5,804 5,804
18 負担金、補助 及び交付金	5,855	01 余熱利用健康増進センター管理運営事業	5,804

8 旅費	△375	○生活衛生課 006 衛生指導事業	△476 △476
17 備品購入費	△87	01 食品衛生指導事業	△268
18 負担金、補助 及び交付金	△14	02 生活衛生指導事業 03 試験検査事業	△73 △135
8 旅費	△111	○健康増進課 001 保健活動事業	△121 △10
18 負担金、補助 及び交付金	△10	01 保健活動事業 006 精神保健福祉事業	△10 △60

4 款 衛生費

3 項 保健所費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防費	4,905,080	△118	4,904,962			△118 使用料及び 手数料 △118	
計	6,267,576	△715	6,266,861	0	0	0	△715

5 款 労働費

1 項 労働諸費

3 勤労者福祉 施設費	39,932	1,989	41,921				1,989
4 サイクリン グターミナ ル費	27,577	706	28,283				706
計	229,639	2,695	232,334	0	0	0	2,695

6 款 農林費

1 項 農業費

1 農業委員会 費	116,570	961	117,531	806 県支出金 806		155 繰入金 155	
--------------	---------	-----	---------	--------------------	--	-------------------	--

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	01 精神保健福祉事業	千円 △60
		007 在宅難病支援事業	△51
		01 在宅難病支援事業	△51
8 旅費	△91	○生活衛生課	△118
18 負担金、補助 及び交付金	△27	004 動物愛護事業	△118
		01 動物愛護事業	△118

18 負担金、補助 及び交付金	1,989	○経済企画課	1,989
		001 管理運営事業	1,989
		01 管理運営事業	1,989
18 負担金、補助 及び交付金	706	○経済企画課	706
		001 管理運営事業	706
		01 管理運営事業	706

11 役務費	32	○農業委員会事務局	961
13 使用料及び賃 借料	123	002 農地関係事業	961
		01 農地調整事務	961
17 備品購入費	806		

6 款 農林費
1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	千円 836,776	千円 8,168	千円 844,944	千円	千円	千円	千円 8,168
6 構造改善セ ンター費	110,997	1,353	112,350				1,353
計	2,326,879	10,482	2,337,361	806	0	155	9,521

6 款 農林費
2 項 林業費

2 林業振興費	167,492	842	168,334				842
計	430,980	842	431,822	0	0	0	842

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工業振興 費	1,801,660	146	1,801,806				146
--------------	-----------	-----	-----------	--	--	--	-----

節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 8,168	○農政課	千円 8,168
		040 中央卸売市場費特別会計への繰出金	8,168
		01 中央卸売市場費特別会計への繰出金	8,168
18 負担金、補助 及び交付金	1,353	○産業振興課	1,353
		002 地区振興センター等管理運営事業	42
		01 地区振興センター等管理運営事業	42
		007 活性化センター管理運営事業	123
		01 活性化センター管理運営事業	123
		009 総合交流ターミナル管理運営事業	1,188
		01 総合交流ターミナル管理運営事業	1,188

18 負担金、補助 及び交付金	842	○林政課	842
		012 森林公園管理事業	842
		01 外山森林公園管理事業	163
		02 都南つどいの森管理事業	679

18 負担金、補助 及び交付金	146	○ものづくり推進課	146
		006 産業支援事業	146
		04 産業支援センター管理運営事業	146

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 観光費	千円 643,712	千円 5,992	千円 649,704	千円	千円	千円	千円 5,992
計	2,681,208	6,138	2,687,346	0	0	0	6,138

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木総務費	233,393	△201	233,192			△115 諸収入 △115	△86
計	233,393	△201	233,192	0	0	△115	△86

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2 道路維持費	1,764,115	52,864	1,816,979				52,864
計	4,844,550	52,864	4,897,414	0	0	0	52,864

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 5,992	○産業振興課 001 観光施設整備事業 01 観光施設整備事業 ○観光課 007 プラザおでって管理運営事業 01 プラザおでって管理運営事業 008 もりおか啄木・賢治青春館管理運営事業 01 もりおか啄木・賢治青春館管理運営事業 011 もりおか町家物語館管理運営事業 01 もりおか町家物語館管理運営事業	千円 17 17 17 5,975 4,913 4,913 23 23 1,039 1,039

8 旅費	△134	○用地課	△201
18 負担金、補助 及び交付金	△67	001 総務事務 01 総務事務	△201 △201

10 需用費	52,864	○道路管理課 001 道路維持補修事業 01 道路橋りょう維持管理事業	52,864 52,864 52,864

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	千円 437,598	千円 959	千円 438,557	千円	千円	千円	千円 959
6 公園管理費	724,295	956	725,251				956
9 交通対策費	711,464	712	712,176	300 県支出金 300			412
計	9,660,647	2,627	9,663,274	300	0	0	2,327

8 款 土木費
5 項 住宅費

4 建築指導費	170,562	△111	170,451				△111
計	1,087,962	△111	1,087,851	0	0	0	△111

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 959	○都市計画課	千円 940
		001 総務事務	940
		08 市営駐車場管理運営事業	940
		○景観政策課	19
		002 都市景観形成建築指導事業	19
		03 景観計画推進事業	19
18 負担金、補助 及び交付金	956	○公園みどり課	956
		002 公園等維持管理業務	256
		08 街路樹等維持管理事業	256
		006 動物公園総務事務	700
		01 動物公園総務事務	700
7 報償費	32	○交通政策課	712
8 旅費	△36	001 交通政策推進事務	712
		01 交通政策推進事務	△28
10 需用費	340	02 鉄道関連事務	△18
11 役務費	132	05 放置自転車等対策事業	158
18 負担金、補助 及び交付金	244	09 公共交通利用促進対策事業	600

8 旅費	△108	○建築指導課	△111
18 負担金、補助 及び交付金	△3	001 建築指導事務	△111
		01 建築指導事務	△111

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 非常備消防費	千円 195,082	千円 △4,308	千円 190,774	千円	千円	千円	千円 △4,308
計	4,479,060	△4,308	4,474,752	0	0	0	△4,308

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	1,808,941	105,343	1,914,284				105,343
2 教育振興費	221,006	44	221,050				44
計	3,299,087	105,387	3,404,474	0	0	0	105,387

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	721,667	52,257	773,924				52,257
2 教育振興費	194,401	1,036	195,437				1,036

節		説	明
区 分	金 額		
8 旅費	千円 △4,000	○消防対策室	千円 △4,308
10 需用費	△308	001 消防団管理事務	△4,308
		01 消防団管理事務	△4,308

10 需用費	105,343	○教育委員会総務課	98,799
		001 学校管理事務	98,799
		01 学校管理事務	98,799
		○教育委員会学務教職員課	6,544
		005 学校給食運営事業	6,544
		01 学校給食運営事業	6,544
18 負担金、補助 及び交付金	44	○教育委員会学校教育課	44
		001 教育振興事業	44
		01 教育振興事業	44

10 需用費	52,257	○教育委員会総務課	52,257
		001 学校管理事務	52,257
		01 学校管理事務	52,257
18 負担金、補助 及び交付金	1,036	○教育委員会学校教育課	1,036
		001 教育振興事業	1,036
		01 教育振興事業	1,036

10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 1,693,559	千円 53,293	千円 1,746,852	千円 0	千円 0	千円 0	千円 53,293

10款 教育費
4項 高等学校費

1 高等学校総務費	707,208	6,823	714,031				6,823
計	713,138	6,823	719,961	0	0	0	6,823

10款 教育費
5項 幼稚園費

1 幼稚園費	105,971	497	106,468				497
計	105,971	497	106,468	0	0	0	497

10款 教育費
6項 社会教育費

1 社会教育総務費	780,414	10,905	791,319				10,905
2 公民館費	537,022	61	537,083				61
5 子ども科学館費	164,166	1,974	166,140				1,974

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

10 需用費	6,823	○市立高等学校事務室 6,823
		001 総務事務 6,823
		01 総務事務 6,823

10 需用費	497	○教育委員会総務課 497
		001 幼稚園管理事務 497
		01 幼稚園管理事務 497

18 負担金、補助 及び交付金	10,905	○教育委員会歴史文化課 10,905
		001 総務事務 10,905
		01 総務事務 10,905
18 負担金、補助 及び交付金	61	○教育委員会生涯学習課 61
		001 管理運営事業 61
		01 管理運営事業 61
18 負担金、補助 及び交付金	1,974	○教育委員会生涯学習課 1,974
		001 管理運営事業 1,974

10款 教育費
6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,067,184	12,940	2,080,124	0	0	0	12,940

10款 教育費
7項 保健体育費

1 保健体育総務費	2,267,661	2,032	2,269,693				2,032
計	2,267,661	2,032	2,269,693	0	0	0	2,032

11款 災害復旧費
1項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋りょう災害復旧費	1	20,300	20,301		20,300 市債 20,300		
2 河川災害復旧費	0	8,100	8,100		8,100 市債 8,100		
計	1	28,400	28,401	0	28,400	0	0

11款 災害復旧費
2項 農林業施設災害復旧費

1 農業用施設災害復旧費	0	15,700	15,700		10,200 市債 10,200		5,500
--------------	---	--------	--------	--	------------------------	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	01 管理運営事業 千円 1,974

10 需用費	2,032	○都南学校給食センター 2,032 002 管理運営事業 2,032 01 管理運営事業 2,032

12 委託料	20,300	○玉山総合事務所建設課 20,300 001 道路橋りょう災害復旧事業 20,300 02 道路橋りょう災害復旧事業（単独） 20,300
10 需用費	6,800	○河川課 8,100 001 河川災害復旧事業 8,100
14 工事請負費	1,300	02 河川災害復旧事業（単独） 8,100

12 委託料	15,700	○玉山総合事務所建設課 15,700 001 農業用施設災害復旧事業 15,700 01 農業用施設災害復旧事業 15,700
--------	--------	---

1 1 款 災害復旧費

2 項 農林業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 林業施設災害復旧費	千円 23,682	千円 31,200	千円 54,882	千円	千円	千円	千円 31,200
3 農地災害復旧費	0	34,581	34,581	1,534 国庫支出金 1,534		384 分担金及び 負担金 384	32,663
計	23,682	81,481	105,163	1,534	10,200	384	69,363

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 31,200	○林政課	千円 31,200
		001 林業施設災害復旧事業	31,200
		01 林業施設災害復旧事業	31,200
12 委託料	948	○産業振興課	34,581
		001 農地災害復旧事業	34,581
14 工事請負費	1,918	01 農地災害復旧事業	34,581
18 負担金、補助 及び交付金	31,715		

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (千円) (月分)
補 正 後	長 等	3	-	34,824	11,318 (3.25)
	議 員	38	282,816	-	91,916 (3.25)
	そ の 他 の 特 別 職	64	38,021	15,480	5,032 (3.25)
	計	105	320,837	50,304	108,266
補 正 前	長 等	3	-	34,824	11,318 (3.25)
	議 員	38	282,816	-	91,916 (3.25)
	そ の 他 の 特 別 職	64	38,021	15,480	5,032 (3.25)
	計	105	320,837	50,304	108,266
比 較	長 等	-	-	-	-
	議 員	-	-	-	-
	そ の 他 の 特 別 職	-	-	-	-
	計	-	-	-	-

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分		職 員 数 (人)	給 与	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)
補 正 後		(937) 1,958	1,130,473	7,139,752
補 正 前		(937) 1,956	1,130,473	7,139,059
比 較		(-) 2	-	693

職 員 手 当 の 訳 内	区 分	初任給調整手当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補 正 後	4,964	159,173	5,376	152,451
	補 正 前	4,964	159,173	5,376	152,451
	比 較	-	-	-	-
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務 手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	1,188	2,965	120,042	1,633,471
	補 正 前	1,188	2,965	120,042	1,633,471
	比 較	-	-	-	-

備考 ()内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
153	41	46,336	4,764	51,100	通勤手当(41千円)
-	-	374,732	91,530	466,262	
102	6,604	65,239	2,872	68,111	通勤手当(115千円) 退職手当(6,489千円)
255	6,645	486,307	99,166	585,473	
153	41	46,336	4,764	51,100	通勤手当(41千円)
-	-	374,732	91,530	466,262	
102	6,604	65,239	2,872	68,111	通勤手当(115千円) 退職手当(6,489千円)
255	6,645	486,307	99,166	585,473	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
4,648,099	12,918,324	2,579,834	15,498,158	
4,648,079	12,917,611	2,579,827	15,497,438	
20	713	7	720	

通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
137,237	4,440	27,273	413,658	9,228
137,217	4,440	27,273	413,658	9,228
20	-	-	-	-
勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	選 挙 事 務 従 事 者 手 当 (千円)
1,087,551	102,491	764,761	4,613	17,217
1,087,551	102,491	764,761	4,613	17,217
-	-	-	-	-

一般会計

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(8) 1,752	6,580,269	4,411,217
補 正 前	(8) 1,752	6,580,269	4,411,217
比 較	(-) -	-	-

職 員 手 当 の 訳 内	区 分	初任給調整手当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補 正 後	4,964	159,173	5,376	152,451
	補 正 前	4,964	159,173	5,376	152,451
	比 較	-	-	-	-
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務 手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	-	2,965	120,042	1,446,015
	補 正 前	-	2,965	120,042	1,446,015
	比 較	-	-	-	-

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)
補 正 後	(929) 206	1,130,473	559,483
補 正 前	(929) 204	1,130,473	558,790
比 較	(-) 2	-	693

職 員 手 当 の 訳 内	区 分	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補 正 後	19,594	2,377	23,149	474
	補 正 前	19,574	2,377	23,149	474
	比 較	20	-	-	-

備考 ()内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
10,991,486	2,299,696	13,291,182	
10,991,486	2,299,696	13,291,182	
-	-	-	

通 勤 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
117,643	4,440	24,896	390,509	8,754
117,643	4,440	24,896	390,509	8,754
-	-	-	-	-
勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	義務教育等教員 特別手当 (千円)	選挙事務従事者 手当 (千円)
1,087,551	102,491	762,117	4,613	17,217
1,087,551	102,491	762,117	4,613	17,217
-	-	-	-	-

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
236,882	1,926,838	280,138	2,206,976	
236,862	1,926,125	280,131	2,206,256	
20	713	7	720	

夜間勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
1,188	187,456	2,644
1,188	187,456	2,644
-	-	-

一般会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	693	1 給与改定に伴う増減分	-
		2 その他の増減分	693 会計年度任用職員に係る増加分 693千円
職員手当	20	1 制度改正に伴う増減分	-
		2 その他の増減分	20 通勤手当の増加分 20千円

備	考
高校生等医療費給付事業の業務の増	
高校生等医療費給付事業の業務の増	

一般会計

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
1 本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	47,401		0
2 保健所建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	21,471		0
3 若園町分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	8,494		0
4 内丸分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	5,032		0
5 都南分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	9,280		0
6 玉山分庁舎建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	11,619		0
7 クリーンセンター建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	5,552		0
8 就業改善センター等建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	4,161		0
9 都南図書館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	9,413		0
10 中央公民館等建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	9,659		0
11 松園地区公民館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	9,257		0
12 上田公民館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	8,835		0
13 西部公民館建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	6,087		0
14 玉山地区公民館等建物清掃業務に必要な経費についての債務負担 (令和4年度分)	2,323		0

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書（補正分）

（単位 千円）

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
自 令和4年度 至 令和5年度	47,401				47,401
自 令和4年度 至 令和5年度	21,471				21,471
自 令和4年度 至 令和5年度	8,494				8,494
自 令和4年度 至 令和5年度	5,032				5,032
自 令和4年度 至 令和5年度	9,280				9,280
自 令和4年度 至 令和5年度	11,619				11,619
自 令和4年度 至 令和5年度	5,552				5,552
自 令和4年度 至 令和5年度	4,161				4,161
自 令和4年度 至 令和5年度	9,413				9,413
自 令和4年度 至 令和5年度	9,659				9,659
自 令和4年度 至 令和5年度	9,257				9,257
自 令和4年度 至 令和5年度	8,835				8,835
自 令和4年度 至 令和5年度	6,087				6,087
自 令和4年度 至 令和5年度	2,323				2,323

一般会計

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
15 遺跡の学び館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	5,650		0
16 本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	38,627		0
17 保健所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	5,735		0
18 都南分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	9,314		0
19 玉山分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	17,929		0
20 就業改善センター等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	3,805		0
21 上田公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	3,146		0
22 玉山地区公民館等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	3,941		0
23 市立高等学校警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	2,078		0

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書（補正分）

（単位 千円）

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
自 令和4年度 至 令和5年度	5,650				5,650
自 令和4年度 至 令和5年度	38,627				38,627
自 令和4年度 至 令和5年度	5,735				5,735
自 令和4年度 至 令和5年度	9,314				9,314
自 令和4年度 至 令和5年度	17,929				17,929
自 令和4年度 至 令和5年度	3,805				3,805
自 令和4年度 至 令和5年度	3,146				3,146
自 令和4年度 至 令和5年度	3,941				3,941
自 令和4年度 至 令和5年度	2,078				2,078

一 般 会 計

地 方 債 の 前 前 年 度 末 に お け
当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高

区 分		令 和 2 年 度 末 現 在 高	令 和 3 年 度 末 現 在 高
1	普 通 債	83,353,958	86,471,560
	(1) 総 務	10,096,947	9,634,501
	(2) 民 生	2,483,598	2,445,027
2	災 害 復 旧 債	312,099	265,866
	(1) 農 林	50,142	56,161
	(2) 土 木	177,898	140,278
計		135,326,547	138,715,303

る現在高並びに前年度末及び
の見込みに関する調書(補正分)

(単位 千円)

令和4年度中増減見込み				令和4年度末現在高見込額	
令和4年度中起債見込額		令和4年度中元金償還見込額			
補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
12,065,300	12,673,800	6,880,471	6,880,471	91,656,389	92,264,889
3,258,200	3,261,900	507,700	507,700	12,385,001	12,388,701
352,500	957,300	205,074	205,074	2,592,453	3,197,253
11,700	50,300	54,386	54,386	223,180	261,780
11,700	21,900	2,557	2,557	65,304	75,504
	28,400	37,179	37,179	103,099	131,499
14,992,454	15,639,554	12,294,997	12,294,997	141,412,760	142,059,860

中 央 卸 売 市 場 費 特 別 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括
(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	453,918	8,168	462,086
4 諸収入	215,424	65,575	280,999
歳 入 合 計	1,292,201	73,743	1,365,944

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 市場総務費	566,988	73,743	640,731
歳 出 合 計	1,292,201	73,743	1,365,944

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
			千円 73,743
0	0	0	73,743

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 453,918	千円 8,168	千円 462,086
計	453,918	8,168	462,086

4 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	215,424	65,575	280,999
計	215,424	65,575	280,999

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 8,168	一般会計繰入金	千円 8,168

1 場内業者光熱水費立替金収入	65,575	場内業者光熱水費立替金収入	65,575

3 歳 出

1 款 市場総務費

1 項 市場管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 565,105	千円 73,743	千円 638,848	千円	千円	千円	千円 73,743
計	566,988	73,743	640,731	0	0	0	73,743

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 73,743	○中央卸売市場	千円 73,743
		001 一般管理事業	73,743
		01 一般管理事業	73,743

中央卸売市場費特別会計

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見 込）額	
		期 間	金 額
1 中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和4年度分)	12,477		
2 中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (令和4年度分)	25,130		
3 中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和4年度分)	87,627		

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書（補正分）

（単位 千円）

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
自 令和4年度 至 令和5年度	12,477				12,477
自 令和4年度 至 令和5年度	25,130				25,130
自 令和4年度 至 令和5年度	87,627				87,627

議案第 148 号

令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 399,650 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138,378,477 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 16 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	30,381,970	131,988	30,513,958
	2 国庫補助金	11,265,885	131,988	11,397,873
17	県支出金	12,366,381	88,874	12,455,255
	2 県補助金	4,216,941	88,874	4,305,815
20	繰入金	4,556,251	178,788	4,735,039
	2 基金繰入金	4,475,575	178,788	4,654,363
歳 入 合 計		137,978,827	399,650	138,378,477

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	56,474,336	130,700	56,605,036
	1 社会福祉費	23,483,661	126,100	23,609,761
	2 児童福祉費	25,134,691	4,600	25,139,291
4	衛生費	12,902,957	233,501	13,136,458
	1 保健衛生費	2,436,822	181,847	2,618,669
	3 保健所費	6,266,861	51,654	6,318,515
7	商工費	2,687,346	20,417	2,707,763
	1 商工費	2,687,346	20,417	2,707,763
10	教育費	11,521,366	15,032	11,536,398
	1 教育総務費	1,193,794	2,672	1,196,466
	2 小学校費	3,404,474	7,560	3,412,034
	3 中学校費	1,746,852	4,200	1,751,052
	4 高等学校費	719,961	400	720,361
	5 幼稚園費	106,468	200	106,668
歳 出 合 計		137,978,827	399,650	138,378,477

議案第 149 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 100分の 162.5」を「 100分の 167.5」に改める。

第 2 条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 100分の 167.5」を「 100分の 165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年12月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第 150 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 12 月 16 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第 151 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第26条第 2 項第 2 号中「3 万 5,500円」を「3 万 7,600円」に改める。

第33条の 5 第 2 項第 1 号中「100分の92.5」を「100分の 102.5」に改め、同項第 2 号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,400	200,200	236,400	268,300	293,300	322,100	366,200	411,800
	2	152,500	202,000	238,100	270,100	295,500	324,300	368,800	414,200
	3	153,700	203,800	239,600	271,600	297,600	326,600	371,200	416,700
	4	154,800	205,700	241,100	273,400	299,600	328,800	373,800	419,100
	5	155,900	207,200	242,400	275,100	301,500	331,000	375,700	421,000
	6	157,000	209,000	244,000	276,900	303,500	333,100	378,300	423,400
	7	158,100	210,800	245,500	278,700	305,300	335,300	380,600	425,500
	8	159,200	212,600	247,000	280,800	306,900	337,500	383,100	427,700
	9	160,200	214,200	248,200	282,700	308,800	339,400	385,500	429,700
	10	161,700	216,100	249,700	284,700	311,200	341,600	388,300	431,800
	11	163,000	217,900	251,200	286,600	313,400	343,600	390,900	434,000
	12	164,300	219,700	252,500	288,500	315,700	345,900	393,600	436,100
	13	165,500	221,100	254,000	290,500	317,800	347,700	396,000	437,800
	14	167,000	222,900	255,200	292,300	319,900	349,700	398,300	439,600
	15	168,500	224,600	256,500	293,800	322,200	351,700	400,600	441,600
	16	170,100	226,400	257,700	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600
	17	171,200	228,100	259,100	297,000	326,200	355,500	404,800	445,600
	18	172,700	229,800	260,500	299,000	328,200	357,500	406,800	447,400
	19	174,100	231,400	261,900	301,200	330,200	359,300	408,700	449,200
	20	175,500	232,900	263,400	303,200	332,200	361,200	410,600	450,900
	21	176,800	234,200	265,000	305,100	334,000	363,100	412,500	452,700
	22	179,300	235,800	266,700	307,200	336,100	365,000	414,300	454,200
	23	181,800	237,500	268,400	309,200	338,100	367,100	416,100	455,700
	24	184,400	239,000	270,000	311,400	340,200	369,000	418,000	457,200
	25	186,800	240,000	271,800	313,100	341,600	371,000	419,800	458,600
	26	188,500	241,500	273,600	315,200	343,600	372,900	421,300	459,900
	27	190,100	242,800	275,300	317,200	345,500	374,900	422,900	461,200
	28	191,800	244,000	277,000	319,200	347,400	377,000	424,500	462,400
	29	193,300	245,200	278,700	320,900	349,000	378,500	426,100	463,400
	30	195,100	246,200	280,400	323,000	350,900	380,300	427,400	464,100
	31	196,900	247,200	282,200	325,100	352,800	382,100	428,700	464,900
	32	198,600	248,300	283,700	327,200	354,700	383,700	429,900	465,600
	33	200,200	249,400	284,900	328,400	356,600	385,500	431,100	466,300
	34	201,600	250,300	286,600	330,400	358,400	386,900	432,400	467,200
	35	203,100	251,200	288,300	332,400	360,200	388,500	433,800	467,900
	36	204,700	252,200	290,000	334,500	361,900	390,100	435,000	468,500
	37	206,000	253,100	291,600	336,400	363,300	391,500	436,200	469,000
	38	207,300	254,400	293,300	338,300	364,600	392,700	437,000	469,600
	39	208,500	255,600	295,100	340,300	366,100	393,900	437,800	470,200

40	209,800	257,000	296,900	342,200	367,500	395,000	438,600	470,800
41	211,100	258,300	298,400	344,200	368,800	396,100	439,200	471,300
42	212,400	259,700	300,200	346,100	369,700	397,300	439,900	471,800
43	213,700	260,900	301,700	347,900	370,800	398,500	440,600	472,200
44	215,000	262,100	303,300	349,800	371,900	399,700	441,300	472,500
45	216,200	263,200	304,900	351,300	372,700	400,400	442,100	472,800
46	217,500	264,400	306,600	352,700	373,600	401,100	442,900	
47	218,800	265,700	308,200	354,200	374,500	401,800	443,300	
48	220,100	266,900	310,000	355,800	375,400	402,500	444,100	
49	221,100	268,000	310,900	357,400	376,300	403,100	444,600	
50	222,200	269,000	312,400	358,200	377,200	403,700	445,000	
51	223,200	270,200	313,900	359,400	378,000	404,200	445,400	
52	224,200	271,300	315,500	360,400	378,800	404,600	445,800	
53	225,200	272,300	317,100	361,300	379,500	405,000	446,200	
54	226,100	273,300	318,700	362,400	380,200	405,300	446,600	
55	227,100	274,400	320,300	363,300	380,900	405,600	447,000	
56	228,000	275,500	321,900	364,400	381,600	405,900	447,300	
57	228,300	276,400	323,400	365,300	382,100	406,200	447,600	
58	229,100	277,500	324,600	366,100	382,700	406,500	448,000	
59	229,800	278,400	325,800	366,800	383,300	406,800	448,300	
60	230,500	279,500	327,000	367,500	384,000	407,100	448,600	
61	231,200	280,600	327,700	367,900	384,400	407,400	448,900	
62	232,000	281,600	328,600	368,500	385,100	407,700		
63	232,700	282,500	329,400	369,200	385,700	408,000		
64	233,300	283,500	330,200	369,900	386,300	408,300		
65	233,900	284,000	331,100	370,200	386,700	408,600		
66	234,500	284,900	331,500	370,900	387,300	408,900		
67	235,200	285,600	332,300	371,600	387,900	409,200		
68	235,900	286,500	333,100	372,300	388,600	409,500		
69	236,600	287,600	333,900	372,600	389,000	409,700		
70	237,200	288,400	334,600	373,200	389,500	410,000		
71	237,700	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300		
72	238,400	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700		
73	239,100	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900		
74	239,700	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200		
75	240,300	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500		
76	240,800	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700		
77	241,400	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900		
78	242,100	292,700	339,000	377,700	392,700			
79	242,800	292,900	339,400	378,300	393,000			
80	243,300	293,300	339,900	378,800	393,300			
81	243,800	293,500	340,300	379,300	393,500			
82	244,500	293,700	340,800	379,900	393,800			
83	245,100	294,100	341,300	380,400	394,100			
84	245,600	294,400	341,800	380,700	394,300			

	85	246,100	294,700	342,100	381,100	394,500			
	86	246,700	295,000	342,500	381,600	394,800			
	87	247,300	295,300	343,000	382,000	395,100			
	88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300			
	89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500			
	90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800			
	91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100			
	92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300			
	93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500			
	94		297,500	345,700	384,900	396,800			
	95		297,800	346,200	385,300	397,100			
	96		298,200	346,600	385,700	397,300			
	97		298,500	346,800	386,000	397,500			
	98		298,800	347,200	386,500				
	99		299,200	347,600	386,900				
	100		299,600	347,900	387,300				
	101		299,800	348,200	387,600				
	102		300,100	348,600					
	103		300,500	349,000					
	104		300,800	349,400					
	105		301,000	349,900					
	106		301,300	350,300					
	107		301,700	350,700					
	108		302,000	351,100					
	109		302,200	351,600					
	110		302,600	352,000					
	111		303,000	352,300					
	112		303,300	352,600					
	113		303,500	353,100					
	114		303,700						
	115		304,000						
	116		304,400						
	117		304,600						
	118		304,800						
	119		305,100						
	120		305,400						
	121		305,800						
	122		306,000						
	123		306,300						
	124		306,600						
	125		306,900						
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	393,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700

39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	

	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	171,300	198,700	245,700	268,000	290,900	333,100
	2	172,700	200,600	247,500	268,900	292,600	335,200
	3	174,300	202,600	249,300	269,800	294,200	337,200
	4	175,700	204,500	251,200	270,700	296,000	339,400
	5	177,100	206,600	252,600	271,300	297,600	341,400
	6	178,600	208,700	253,900	272,300	299,400	343,600
	7	180,100	210,900	255,000	273,000	301,100	345,700
	8	181,600	213,000	256,300	273,900	302,900	347,800
	9	182,800	215,000	257,100	275,000	304,600	349,300
	10	184,500	216,400	258,000	275,600	306,200	351,300
	11	186,200	217,900	258,900	276,600	307,500	353,200
	12	187,700	219,100	259,700	277,600	308,800	355,300
	13	189,100	220,500	260,900	278,600	310,300	357,200
	14	191,100	221,900	261,900	279,600	312,000	359,300
	15	193,100	223,400	262,700	280,700	313,800	361,400
	16	195,100	224,600	263,600	281,800	315,600	363,400
	17	197,200	226,000	264,100	283,100	317,300	365,400
	18	199,200	227,500	265,000	284,300	318,900	367,500
	19	201,200	229,100	265,800	285,300	320,600	369,600
	20	203,200	230,600	266,600	286,500	322,400	371,700
	21	205,200	231,700	267,500	288,000	323,800	373,400
	22	207,200	233,400	268,200	289,600	325,300	375,500
	23	209,300	235,100	269,100	291,000	326,800	377,700
	24	211,400	236,700	269,900	292,300	328,300	379,700
	25	213,000	238,000	271,000	293,400	329,700	381,700
	26	214,300	239,800	271,800	295,000	331,100	383,300
	27	215,500	241,500	272,700	296,700	332,700	385,200
	28	216,800	243,200	273,700	298,200	334,300	387,100
	29	218,100	244,800	274,900	299,200	335,400	389,000
	30	219,200	246,200	276,100	300,700	336,900	390,700
	31	220,500	247,500	277,600	302,100	338,300	392,600
	32	221,600	248,600	278,900	303,600	339,800	394,400
	33	222,900	249,700	280,500	305,000	341,400	396,100
	34	224,200	250,800	281,900	306,500	342,900	397,800
	35	225,500	251,700	283,100	308,100	344,600	399,700
	36	226,800	252,700	284,300	309,700	346,100	401,400
	37	228,000	253,400	285,800	311,100	347,800	403,000
	38	229,400	254,400	287,000	312,500	349,400	404,700
	39	230,700	255,300	288,400	313,900	350,900	406,500
	40	232,100	256,300	289,700	315,500	352,500	408,300

41	233, 000	256, 700	290, 700	317, 000	353, 700	409, 800
42	234, 400	257, 600	292, 000	318, 400	355, 300	411, 400
43	235, 700	258, 400	293, 300	319, 800	356, 800	412, 900
44	237, 100	259, 100	294, 700	321, 400	358, 200	414, 200
45	238, 300	260, 000	296, 000	322, 200	359, 800	415, 300
46	239, 800	260, 700	297, 400	323, 600	360, 800	416, 400
47	241, 100	261, 600	298, 900	325, 000	362, 300	417, 500
48	242, 400	262, 400	300, 500	326, 500	363, 600	418, 700
49	243, 300	263, 200	301, 600	327, 600	365, 000	420, 000
50	244, 400	264, 100	302, 900	329, 000	366, 500	421, 100
51	245, 400	265, 000	304, 100	330, 300	367, 800	422, 400
52	246, 400	266, 000	305, 500	331, 600	369, 200	423, 500
53	247, 100	267, 100	306, 900	333, 100	370, 700	424, 700
54	248, 100	268, 400	308, 200	334, 500	371, 900	425, 700
55	249, 100	269, 700	309, 600	335, 900	373, 000	426, 800
56	250, 000	271, 000	311, 100	337, 200	374, 200	427, 900
57	250, 700	272, 400	311, 900	338, 100	375, 300	429, 000
58	251, 700	273, 900	313, 100	339, 400	376, 200	429, 500
59	252, 300	275, 300	314, 300	340, 600	377, 300	430, 100
60	253, 100	276, 700	315, 700	341, 900	378, 300	430, 500
61	253, 900	278, 000	316, 800	343, 000	378, 900	431, 100
62	254, 700	279, 400	318, 100	344, 000	379, 700	431, 600
63	255, 500	280, 800	319, 400	345, 200	380, 500	432, 000
64	256, 300	281, 900	320, 600	346, 500	381, 300	432, 500
65	257, 000	283, 000	322, 000	347, 600	382, 000	433, 200
66	257, 700	284, 300	323, 300	348, 800	382, 700	433, 600
67	258, 600	285, 600	324, 600	350, 000	383, 500	433, 900
68	259, 300	286, 900	325, 900	351, 100	384, 200	434, 200
69	260, 100	288, 100	326, 600	352, 100	384, 800	434, 600
70	260, 900	289, 600	327, 700	353, 100	385, 400	
71	261, 800	291, 100	328, 800	354, 200	386, 100	
72	262, 800	292, 500	329, 700	355, 400	386, 700	
73	264, 100	293, 500	331, 000	356, 200	387, 400	
74	265, 400	294, 900	331, 700	357, 300	387, 900	
75	266, 500	296, 100	332, 900	358, 400	388, 600	
76	267, 700	297, 400	334, 100	359, 500	389, 100	
77	268, 600	298, 900	335, 200	360, 200	389, 500	
78	269, 600	300, 200	336, 400	361, 000	390, 100	
79	270, 800	301, 400	337, 500	361, 800	390, 600	
80	271, 800	302, 700	338, 700	362, 500	390, 900	
81	272, 700	303, 200	339, 800	363, 100	391, 200	
82	273, 600	304, 400	340, 900	363, 600	391, 700	
83	274, 600	305, 500	341, 900	364, 200	392, 100	
84	275, 500	306, 700	343, 000	364, 700	392, 400	
85	276, 300	307, 800	344, 000	365, 300	392, 700	

86	277, 200	309, 000	345, 000	365, 900	393, 200
87	278, 100	310, 300	345, 900	366, 500	393, 700
88	279, 000	311, 400	346, 900	367, 000	394, 100
89	279, 800	312, 700	347, 900	367, 400	394, 400
90	280, 700	313, 900	348, 700	367, 800	394, 800
91	281, 500	315, 100	349, 500	368, 400	395, 300
92	282, 500	316, 300	350, 300	368, 900	395, 700
93	283, 400	317, 100	350, 900	369, 200	396, 100
94	284, 400	317, 800	351, 500	369, 700	396, 500
95	285, 300	318, 500	352, 200	370, 100	397, 000
96	286, 300	319, 100	352, 800	370, 400	397, 400
97	286, 900	319, 800	353, 200	371, 000	397, 800
98	287, 800	320, 100	353, 600	371, 500	398, 200
99	288, 400	320, 800	354, 100	372, 000	398, 700
100	289, 300	321, 500	354, 600	372, 500	399, 100
101	290, 100	321, 900	355, 100	373, 100	399, 600
102	290, 900	322, 500	355, 500	373, 600	400, 000
103	291, 700	323, 100	356, 000	374, 100	400, 500
104	292, 500	323, 700	356, 400	374, 500	400, 900
105	293, 200	324, 100	356, 700	375, 100	401, 300
106	293, 700	324, 600	357, 200	375, 600	
107	294, 200	325, 100	357, 600	376, 100	
108	294, 700	325, 600	357, 900	376, 600	
109	294, 900	326, 000	358, 400	377, 300	
110	295, 200	326, 400	358, 900	377, 700	
111	295, 400	326, 700	359, 400	378, 200	
112	295, 800	327, 000	359, 900	378, 700	
113	296, 100	327, 400	360, 400	379, 300	
114	296, 300	327, 800	360, 900		
115	296, 700	328, 200	361, 400		
116	297, 000	328, 500	361, 800		
117	297, 300	328, 700	362, 200		
118	297, 600	329, 000	362, 600		
119	297, 900	329, 400	363, 100		
120	298, 400	329, 600	363, 600		
121	298, 700	329, 800	364, 000		
122	299, 100	330, 100	364, 500		
123	299, 400	330, 400	365, 000		
124	299, 800	330, 700	365, 500		
125	300, 000	330, 900	365, 900		
126	300, 200	331, 200			
127	300, 500	331, 600			
128	300, 900	331, 800			
129	301, 100	332, 100			
130	301, 400	332, 300			

	131	301,800	332,700				
	132	302,200	332,900				
	133	302,400	333,200				
	134	302,700	333,600				
	135	303,100	334,000				
	136	303,400	334,400				
	137	303,600	334,700				
	138	303,900	335,100				
	139	304,300	335,500				
	140	304,600	335,900				
	141	304,800	336,200				
	142	305,200	336,600				
	143	305,600	336,900				
	144	305,900	337,300				
	145	306,100	337,600				
	146	306,300	338,000				
	147	306,600	338,400				
	148	307,000	338,800				
	149	307,200	339,100				
	150	307,400	339,500				
	151	307,700	339,900				
	152	308,000	340,300				
	153	308,400	340,600				
	154	308,600					
	155	308,800					
	156	309,100					
	157	309,400					
	158	309,800					
	159	310,100					
	160	310,400					
	161	310,800					
	162	311,100					
	163	311,400					
	164	311,700					
	165	312,100					
	166	312,400					
	167	312,700					
	168	313,000					
	169	313,400					
再任用職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

第2条 盛岡市職員給与支給条例の一部を次のように改正する。

第33条の5第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1中「378,000」を「379,000」に改める。

第4条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和5年1月1日から、第2条、第4条及び第5条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第33条の5第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(令和4年4月1日前の異動者の号給の調整)

3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与及び第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与及び改正後の任期付職員条例の規定による給与

の内払とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

議案第 152 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表65の11の項の右欄第1号エ(ア)中「、1万9,000円」を「1万9,000円、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画又はその写し及び当該認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書又はその写し（以下この項において「認定管理計画等」という。）の提出がある場合にあつては15万1,000円」に改め、同号エ(イ)中「、3万4,000円」を「3万4,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては24万3,000円」に改め、同号エ(ウ)中「、4万9,000円」を「4万9,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては47万8,000円」に改め、同号エ(エ)中「、9万1,000円」を「9万1,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては87万6,000円」に改め、同号エ(オ)中「、15万5,000円」を「15万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては153万4,000円」に改め、同号エ(カ)中「、25万6,000円」を「25万6,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては284万1,000円」に改め、同号エ(キ)中「、31万5,000円」を「31万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては407万2,000円」に改め、同号エ(ク)中「、33万5,000円」を「33万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては498万4,000円」に改め、同表65の16の項の右欄第1号ア中「共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）若しくは」を削り、「を除く」を「（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）を除く」に、「の住戸」を「であつて住戸の数が1であるものの住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）」に改め、同号イ中「の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第4条第3項第1号の数値とする場合にあつては」を「又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が2以上で

あるものの住宅部分 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(7) から(9) までに掲げる床面積（住戸の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれに、「の共用部分」を「又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分」に改め、「以下この項、65の17の項、」及び「とし、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあってはア(7) から(9) までに定める額を削り、同号ウ中「除く。）」の次に「又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の25の項までにおいて同じ。）（エに掲げる部分を除く。）」を加え、同号ウ(7) 中「省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）」に改め、同号エ中「認める建築物」の次に「又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）」を加え、同号オ中「が住戸」を「が住宅部分、非住宅部分」に、「住戸及び共用部分を除いた部分」を「非住宅部分」に改め、「専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「」及び「」という。）」を削り、同表65の17の項の右欄第1号ア中「共同住宅等若しくは」を削り、「の住戸」を「であって住戸の数が1であるものの住宅部分」に改め、同号イ中「の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）」を「又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分」に改め、同号ウ中「除く。）」の次に「又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（エに掲げる部分を除く。）」を加え、同号エ中「認める建築物」の次に「又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち工場等専用部分」を加え、同号オ中「が住戸」を「が住宅部分、非住宅部分」に、「住戸及び共用部分を除いた部分」を「非住宅部分」に改め、同表65の20の項中「（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）」を削り、同表65の22の項の右欄第1号イ中「（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）」を削り、同号イ(7) 中「設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号」を「省令第10条第1号ロ(1) に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号」に改め、同号エ中「（認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）」を削り、同表65の23の項の右欄第1号イ中「（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）」を削り、同号エ中「（変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）」を削り、同表65の24の項の右欄第2号中「住宅部分の」の次に「省令第1条第1項第1号イに規定する」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の盛岡市手数料条例別表65の17の項の規定は、令和4年10月1日以後に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請がされたものに係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定する申出に係る審査を含む。以下同じ。）の手数料について適用し、同日前に同法第53条第1項に規定する認定の申請がされたものに係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

マンションの管理計画等の提出があった場合における共同住宅等の増築等に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額を定めるほか、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めようとするものである。

議案第 153 号

盛岡市道の駅条例について

盛岡市道の駅条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道の駅条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道の駅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 道路を利用する者等への良好な休憩の場を提供するとともに、農産物、特産品等を販売し、及び地域等の情報を発信することにより、地域の産業及び経済の振興並びに市民の交流の促進を図る施設として、道の駅を次表のとおり設置する。

名称	位置
道の駅もりおか渋民	盛岡市渋民字渋民80番地42

(開館時間等)

第 3 条 道の駅の開館時間は、次の各号に掲げる道の駅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する道の駅にあっては、指定管理者。以下第11条まで及び第14条から第17条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 公衆便所、情報提供施設及び貸店舗 午前零時から午後12時まで

(2) 産直等物販施設、飲食提供施設及び子どもの遊び場 午前 9 時から午後 6 時まで

(3) 多目的室及び広場 午前 9 時から午後10時まで

2 道の駅の駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(休館日)

第 4 条 道の駅の休館日は、1 月 1 日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は同日以外の日に臨時に休館することができる。

2 前項の規定にかかわらず、道の駅の公衆便所及び情報提供施設は、休館しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。

(使用の許可等)

第 5 条 道の駅の貸店舗を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の 2 月前までに、市長

に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、道の駅の管理上適当でないとき。

4 市長は、道の駅の貸店舗の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第6条 道の駅の多目的室を使用しようとする者又は道の駅の広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の許可について準用する。

(公募による原則)

第7条 第5条第1項前段の許可は、公募の方法により申請のあった者のうちから行うものとする。

2 市長は、前項の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙の掲載
- (2) 新聞の掲載
- (3) テレビジョンの放送
- (4) インターネットの利用
- (5) 市庁舎、道の駅その他市の区域内の適当な場所における掲示

3 市長は、前項の公募に当たっては、道の駅の貸店舗の所在地、区画数、規格、使用料、申請方法、選考方法の概略、使用開始の時期その他必要な事項を明示するものとする。

(公募の例外)

第8条 市長は、公募した結果申請のなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、第5条第1項前段の許可をすることができる。

(使用の許可の期間)

第9条 道の駅の貸店舗に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して8年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、道の駅の管理上必要があると認めたとき又は第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第4項（第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは道の駅からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた後において、第5条第3項各号（第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第5条第4項の条件に違反したとき。

（禁止行為）

第11条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 道の駅を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (6) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (7) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所で火気を使用すること。
- (9) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (10) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

（使用料）

第12条 道の駅の貸店舗、多目的室及び広場（以下「貸店舗等」という。）の利用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、道の駅の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。
- 3 使用料は、道の駅の貸店舗を使用する場合にあっては納入通知書により規則で定める日までに、道の駅の多目的室又は広場を使用する場合にあっては許可の際に徴収する。

（利用料金）

第13条 指定管理者が管理する貸店舗等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた場合にあっては納入通知書により規則で定める日までに、第6条第1項の許可を受けた場合にあっては当該許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

（使用料の減免）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する貸店舗等

にあつては、利用料金。次条において同じ。)を減免することができる。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。))。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により道の駅の貸店舗、多目的室又は広場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(返還)

第17条 使用者は、第5条第1項の許可を受けた期間の満了その他の理由により道の駅の貸店舗の使用資格が消滅したときは、自己の費用で当該貸店舗を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が現状に回復する必要があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 道の駅の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 道の駅の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 道路を利用する者等の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第20条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第21条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第22条 指定管理者の行う道の駅の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第23条 道の駅の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
 - (2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
 - (3) 第4条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。
 - (4) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を行うこと。
 - (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可をしないこと。
 - (6) 第5条第4項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可に条件を付すること。
 - (7) 第7条第1項の規定に基づき、公募すること。
 - (8) 第10条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第4項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは道の駅からの退去を命ずること。
 - (9) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
 - (10) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第1号から第3号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、第1項第5号、第6号又は第8号のいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

い。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項
(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、道の駅の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条に規定する公募並びに第19条及び第20条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第12条関係）

(1) 貸店舗

区分	使用料
店舗1（1月までごとに）	100,000 円
店舗2（1月までごとに）	100,000 円
店舗3（1月までごとに）	50,000 円
店舗4（1月までごとに）	50,000 円
店舗5（1月までごとに）	50,000 円
店舗6（1月までごとに）	50,000 円

(2) 多目的室

区分	使用料
営利を目的としない場合（1時間までごとに）	330 円
営利を目的とする場合（1時間までごとに）	990 円

備考 冷暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

(3) 広場

区分		使用料
区画1	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日までごとに）	42,000円
	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごとに）	40円
区画2	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日までごとに）	9,000円

	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごとに）	40円
区画3	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日までごとに）	9,000円
	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごとに）	40円
区画4	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日までごとに）	9,000円
	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごとに）	40円
区画5	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日までごとに）	9,000円
	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごとに）	40円
区画6	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日までごとに）	9,000円
	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごとに）	40円

提案理由

道の駅を設置しようとするものである。